

平成 22 年 規程第 11 号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程

第 1 章 総則

第 2 章 給料等

第 3 章 手当

第 1 節 扶養手当

第 2 節 住居手当

第 3 節 通勤手当

第 4 節 単身赴任手当

第 5 節 地域手当

第 6 節 役職手当

第 7 節 特殊勤務手当

第 8 節 分娩手当

第 9 節 附加職務手当

第 10 節 時間外勤務手当等

第 11 節 宿日直手当等

第 12 節 役職職員特別勤務手当

第 13 節 期末手当、勤勉手当、医師業績手当

第 14 節 初任給調整手当

第 15 節 資格手当

第 16 節 教育手当

第 17 節 年度末手当

第 4 章 給与の特例等

第 5 章 報奨金

第 6 章 補則

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館就業規則（平成 22 年規程第 4 号。以下「就業規則」という。） 第 28 条第 2 項の規定に基づき、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。） の常勤職員（以下「職員」という。） の給与に関する事項を定めることを目的とする。ただし、再雇用職員、期限付職員、契約職員、臨時職員及び専任職員の給与に関する事項については、別に定める。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 22 年規程第 8 号。以下「勤務時間等規程」という。）第 2 条、第 3 条、第 16 条及び 17 条に規定する所定労働時間（以下「所定労働時間」という。）による勤務に対する報酬であって、手当を除いたものとする。
- 3 手当は、この規程に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、役職手当、特殊勤務手当、分娩手当、附加職務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、オンコール手当、役職職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、医師業績手当、初任給調整手当、資格手当、教育手当及び年度末手当とする。
- 4 労働条件又は職務の特殊性により、宿舍、食事、被服等が給与の一部として職員に支給される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料額を調整することができる。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項に規定する特定職給料表の適用を受ける職員に支給する手当は、通勤手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、年度末手当及び医師業績手当とする。この場合において、他の職に併せて任命されたときも同様とする。

（重複給与の禁止）

第 3 条 職員が法人において他の職に併せて任命されたときは、これに重複して給与を支給することはできない。

（給与期間）

第 4 条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の 1 日からその月の末日までとする。

（給料の支給）

第 5 条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給等により給料に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第 1 項又は第 2 項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等規程第 7 条第 1 項第 1 号に規定する週休日（ただし、当該週休日について勤務時間等規程第 8 条の規定により勤務日を週休日に変更された場合及び同規程第 9 条の規定により代休日を指定された場合は、当該週休日に代わる日）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算（以下「日割計算」という。）する。
- 5 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算によって次条第 1 項に定める支給日に支給する。
 - 一 休職（職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 21 条第 1 項 1 号に掲げる理由に該当して休職にされたことにより、給料の全額を支給される場合を除く。）にされ、又は休職の終了により復職した場合
 - 二 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員休職規則（平成 22 年規則第 9 号。以下「休職規則」という。）第 4 条第 2 号に係る許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合

三 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館の職員の育児休業・介護休業等に関する規則（平成 22 年規則第 12 号。以下「育児休業等規則」という。）の規定に基づく育児休業若しくは出生時育児休業を始め、又は育児休業若しくは出生時育児休業の終了により職務に復帰した場合

四 自己啓発等休業（勤務時間等規程第 46 条に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

五 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

6 給与期間の初日から引き続いて休職にされ、専従許可を受け、育児休業をし、出生時育児休業をし、自己啓発等休業をし又は停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、又は職務に復帰した場合は、その給与期間中の給料は、日割計算によりその際支給する。

（給与の支給）

第 6 条 給料の支給日は、毎月 21 日とし、給与期間の月額的全額を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 期末手当及び勤勉手当は 6 月 30 日及び 12 月 10 日に、医師業績手当は翌年度の 6 月 30 日に支給する。ただし、支給日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日又は土曜日でない日とする。

3 給与は、その全額を通貨で直接職員に支払う。ただし、法令で定められたもの及び労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

4 前項前段の規定にかかわらず、給与は、労使協定に基づき、職員が希望する金融機関等の本人名義の口座に振込みを行う方法によって支払うことができる。

5 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（非常時払）

第 7 条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため給料を請求した場合には、その月の給料の支給日前であっても請求の日までの給料を、日割計算によりその際支給する。

第 2 章 給料等

（給料表）

第 8 条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

一 医療職給料表（別表第 1）

イ 医療職給料表（一）

ロ 医療職給料表（二）

ハ 医療職給料表（三）

二 研究職給料表（別表第 1 の 1）

三 事務職給料表（別表第 2）

四 技能労務職給料表（別表第 2 の 1）

五 特定職給料表（別表第２の２）

- ２ 前項の給料表（以下「給料表」という。）の適用範囲は、次表に定めるとおりとする。

給料表		適用範囲
医療職給料表	医療職給料表（一）	医師その他理事長が別に認めるもの
	医療職給料表（二）	薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床心理士、歯科衛生士その他理事長が別に認めるもの
	医療職給料表（三）	助産師、看護師、准看護師及び教員その他理事長が別に認めるもの
研究職給料表		研究員その他理事長が別に定めるもの
事務職給料表		他の給料表の適用を受けないすべての職員
技能労務職給料表		調理師、栄養士、ナースエイドその他理事長が別に定めるもの
特定職給料表		館長及び医師である副館長

- ３ 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第３に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとする。
- ４ 職員の職務の級は、その職務に応じ、前項の級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

（初任給）

第９条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別標準職務表の定めるところにより、理事長の定める基準に従い決定する。

- ２ 新たに職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給が別表第４に定める初任給基準表に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に次条又は第１１条の規定により得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等（学歴免許等の資格については、別表第５に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。）の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。
- ３ 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。
- ４ 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長の定めるところにより決定する。
- ５ その他新たに給料表の適用を受ける職員となった者の給料月額、理事長の定める基準に従い決定する。

(昇格)

- 第 10 条 職員を昇格（職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 6 に定める昇格時号給対応表（以下「対応号給表」という。）に定める昇格後の号給欄に定める号給とする。
- 2 職員を昇格させた場合で当該昇格が 2 級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

(降格)

- 第 11 条 職員を降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）させる場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。
- 一 降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給が降格した級にあるとき 降格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額の号給
 - 二 降格した日の前日に受けていた号給が降格した級の最高の号給に達せず、かつ、当該給料月額と同じ額の号給が降格した級にないとき 降格した日の前日に受けていた給料月額の直近下位の額の号給
 - 三 降格した日の前日に受けていた給料月額が降格した級の最高の号給を超える額のものであるとき 降格した級の最高の号給
- 2 職員を降格させた場合で当該降格が 2 級以上下位の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ 1 級下位の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 理事長は、前 2 項の規定による職員の給料月額が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、その者の号給を決定することができる。

(昇給)

- 第 12 条 給料表適用職員（特定職給料表適用職員を除く。）が現に受けている号給（第 10 条の規定により昇格した職員においては、その昇格した日の前日に受けていた号給）を受けるに至ったときから、1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間（以下「昇給期間」という。）における、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下、この条において「昇給区分」という。）に応じ、次の各号に掲げる表に定める号給上位の号給に昇給させることができる。

一 次号に掲げる職員以外の職員

昇給区分		昇給できる号給
勤務成績が特に良好	A	5 号給以上
勤務成績が良好	B	4 号給
勤務成績がやや良好でない	C	2 号給
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

二 55 歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、57 歳）を超える職員

昇給区分		昇給できる号給
勤務成績が特に良好	A	1号給以上
勤務成績が良好	B	昇給しない
勤務成績がやや良好でない	C	昇給しない
勤務成績が良好でない	D	昇給しない

- 2 前項の昇給の時期は、1月1日（以下、この条において「昇給日」という。）とする。
- 3 第1項第2号を適用するのは、当該年齢に達した日後の最初の4月1日以降に昇給させる場合に限る。
- 4 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。この場合において、この項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 前項までに規定する昇給は、法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、行わない場合がある。
- 8 前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特別の場合の昇給）

第13条 勤務成績が特に良好な職員（特定職給料表適用職員を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長が定めるところにより、当該各号に定める日に昇給させることができる。

- 一 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 二 業務成績の向上、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- 三 職務上の災害により死亡した場合 死亡の日
- 四 職務上の災害により著しい障害の状態になったために退職する場合 退職の日
- 五 その他理事長が認める場合 理事長が定めた日

（給料の調整額）

第14条 給料の調整額は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときに、その特殊性に基づき、別表第7に定める給料の調整額適用区分表の職員欄に掲げる職員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者（以下「承継職員」という。））、公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例（平成13年佐賀県条例第46号）第2条に基づき佐賀県から法人に派遣されたもの（以下「県在職派遣職員」という。）及びその他理事長が特に認めたものに限る。）に対して支給する。

- 2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて、別表第7に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相

当する額とし、その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第７に定める給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額１００分の２５を超えるときは、給料月額１００分の２５に相当する額とする。

第３章 手当

第１節 扶養手当

（扶養手当）

第１５条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２ 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- 一 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子
- 二 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある孫
- 三 満６０歳以上の父母及び祖父母
- 四 満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある弟妹
- 五 重度心身障害者

３ 前項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まれないものとする。

- 一 職員の配偶者（届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業場その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
- 二 年額１,３００,０００円以上の恒常的な所得があると見込まれる者（満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者にあつては、年額１,５００,０００円以上）の恒常的な所得があると見込まれる者

（支給額）

第１６条 扶養手当の月額、前条第２項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき１３,０００円、前条第２項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき６,５００円（事務部長及び看護部長にあつては、３,５００円）とする。

２ 扶養親族たる子のうちに満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、５,０００円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（届出）

第１７条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、特定職給料表の適用職員からその他の給料表の適用職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なけ

ればならない。

- 一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 15 条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 前項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

（扶養手当の支給方法等）

- 第 18 条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、特定職給料表適用職員からその他の給料表適用職員となった職員に扶養親族がある場合においてはその職員が特定職給料表以外の給料表適用職員となった日、職員に扶養親族で前条の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に前条第 1 項に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条第 1 項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第 1 項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 2 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 一 扶養手当を受けている職員に更に前条第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
 - 二 扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
 - 三 削除
 - 四 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第 1 項の規定による届出に係るものがある事務部長及び看護部長が館長、副館長、事務部長及び看護部長以外の職員となった場合
 - 五 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で特定職給料表以外の給料表適用職員が特定職給料表適用職員となった場合
 - 六 扶養親族たる配偶者、父母等で前条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で館長、副館長、事務部長及び看護部長以外のものが事務部長及び看護部長となった場合
 - 七 職員の扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 3 扶養手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

第 2 節 住居手当

(住居手当)

第 19 条 住居手当は、次のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する宿舍を貸与され使用料を支払っている職員その他理事長の定める職員を除く。）
- 二 第 30 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（法人が設置する宿舍その他理事長が定める住宅を除く。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が認めるもの

(支給額)

第 20 条 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- 一 前条第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
 - イ 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額
 - ロ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除した額の 2 分の 1（その控除した額の 2 分の 1 が 16,000 円を超えるときは、16,000 円）を 11,000 円に加算した額
- 二 前条第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(届出)

第 21 条 新たに第 19 条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに理事長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(家賃の算定の基準)

第 22 条 前条第 1 項の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、次に掲げる基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。

- 一 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合 その支払額の 100 分の 40 に相当する額
- 二 居住に関する支払額に電気、ガス又は水道の料金が含まれている場合 その支払額の 100 分の 90 に相当する額

(住居手当の支給方法等)

第 23 条 住居手当の支給は、職員が新たに第 19 条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前

月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第 21 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、住居手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

第 3 節 通勤手当

(通勤手当)

第 24 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤(職員が勤務のため、その者の住居と事業場との間を往復することをいう。)のため交通機関(鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車、船舶その他これらに類する施設で運賃を徴して交通の用に供するものをいう。)又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。)が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自転車その他の交通の用具で次に掲げるもの(法人、地方公共団体又は国の所有に属するものを除く。以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自転車等を使用しないで、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - イ 自動車その他の原動機付の交通用具
 - ロ 自転車
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)
- 四 前 3 号に規定する通勤することが著しく困難である職員は、次のいずれかに該当する職員で、交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものとする。
 - イ 住居が離島等にある職員
 - ロ 労働基準法施行規則(昭和 22 年厚生省令第 23 号。)別表第 2 に定める程度の身体障害のため歩行することが著しく困難な職員

(支給額)

第 25 条 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 前条第 1 号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその

者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。

二 前条第２号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ定める額

イ 自転車等のうち原動機付交通用具を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

次表の自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
４キロメートル未満	２,３００円
４キロメートル以上６キロメートル未満	３,８００円
６キロメートル以上８キロメートル未満	５,０００円
８キロメートル以上１０キロメートル未満	６,３００円
１０キロメートル以上１２キロメートル未満	７,６００円
１２キロメートル以上１４キロメートル未満	８,８００円
１４キロメートル以上１６キロメートル未満	１０,１００円
１６キロメートル以上１８キロメートル未満	１１,４００円
１８キロメートル以上２０キロメートル未満	１２,７００円
２０キロメートル以上２２キロメートル未満	１３,９００円
２２キロメートル以上２４キロメートル未満	１５,２００円
２４キロメートル以上２６キロメートル未満	１６,５００円
２６キロメートル以上２８キロメートル未満	１７,７００円
２８キロメートル以上３０キロメートル未満	１９,０００円
３０キロメートル以上３２キロメートル未満	２０,３００円
３２キロメートル以上３４キロメートル未満	２１,５００円
３４キロメートル以上３６キロメートル未満	２２,８００円
３６キロメートル以上３８キロメートル未満	２４,１００円
３８キロメートル以上４０キロメートル未満	２５,３００円
４０キロメートル以上４２キロメートル未満	２６,６００円
４２キロメートル以上４４キロメートル未満	２７,９００円
４４キロメートル以上４６キロメートル未満	２９,１００円
４６キロメートル以上４８キロメートル未満	３０,４００円
４８キロメートル以上５０キロメートル未満	３１,７００円
５０キロメートル以上５２キロメートル未満	３３,０００円
５２キロメートル以上５４キロメートル未満	３４,２００円
５４キロメートル以上５６キロメートル未満	３５,５００円

56 キロメートル以上58 キロメートル未満	36,800 円
58 キロメートル以上60 キロメートル未満	38,000 円
60 キロメートル以上62 キロメートル未満	39,300 円
62 キロメートル以上64 キロメートル未満	40,600 円
64 キロメートル以上66 キロメートル未満	41,800 円
66 キロメートル以上68 キロメートル未満	43,100 円
68 キロメートル以上70 キロメートル未満	44,400 円
70 キロメートル以上72 キロメートル未満	45,600 円
72 キロメートル以上74 キロメートル未満	46,900 円
74 キロメートル以上76 キロメートル未満	48,200 円
76 キロメートル以上78 キロメートル未満	49,500 円
78 キロメートル以上80 キロメートル未満	50,700 円
80 キロメートル以上	52,000 円

ロ 自転車等のうち原動機付以外の交通用具を使用する職員（ハに掲げる職員を除く。）

次表の自転車等の片道の使用距離の区分に応じ、通勤手当の額の欄に定める額

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	8,900円
20キロメートル以上25キロメートル未満	11,300円
25キロメートル以上30キロメートル未満	13,700円
30キロメートル以上35キロメートル未満	16,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	18,500円
40キロメートル以上	20,900円

ハ 自転車等のうち原動機付交通用具及び原動機付以外の交通用具を使用する職員

それぞれの交通用具の種類及び片道の使用距離に応じ、ロの規定を適用して得られる額の合計額から 2,000 円を控除した額（その額が原動機付交通用具の片道の使用距離を原動機付以外の交通用具の片道の使用距離とみなしてロの規定を適用した場合に得られる額（以下この号において「原動機付以外の交通用具とみなした場合の額」という。）に満たないときは、原動機付以外の交通用具とみなした場合の額）

三 前条第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が定める区分に応じ、前 2 号に定める額に 300 円を加算した額、第 1 号に定

める額又は前号に定める額

- ２ 事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長が定めるもののうち、前条第１号又は第３号に掲げる職員で、事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- ３ 前項の規定は、人事交流等により引き続き法人の職員となった者のうち、前条第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等でその利用が理事長が定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があるとして理事長が認める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- ４ 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（２以上の交通機関等を利用する場合においては、その合計額）、第２５条第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（２以上の特別急行列車等を利用する場合においては、その合計額）の合計額が８０,０００円を超えるときは、前２項にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、８０,０００円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

（届出）

- 第２６条 新たに第２４条の職員（以下「通勤職員」という。）たる要件を具備するに至った職員は、通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤職員が、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合も、前項と同様とする。

（通勤手当の支給方法等）

- 第２７条 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、これらの日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出

が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（第 5 項に定める期間。以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の給料の支給日（以下この項及び次項において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに前条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
- 4 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。
- 5 運賃等相当額をその支給対象期間の月数で除して得た額（2 以上の交通機関等を利用する場合においては、その合計額）、第 25 条第 2 項第 2 号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（2 以上の特別急行列車等を利用する場合においては、その合計額）の合計額が 80,000 円を超えるときにおける第 3 項に規定する支給単位期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（返納）

第 28 条 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

（支給単位期間）

第 29 条 この節において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 箇月を超えない範囲内で 1 箇月を単位として理事長が定める期間（自転車等に係る通勤手当にあっては、1 箇月）をいう。

第 4 節 単身赴任手当

（単身赴任手当）

第 30 条 人事交流等により引き続き法人の職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該直前の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難（以下「通勤困難」という。）であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他やむをえない事情があるものとして理事長が認める職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して通勤困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項のやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母若しくは同居の親族を介護すること。

- 二 配偶者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
 - 三 配偶者が引き続き就業すること。
 - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
 - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 3 第 1 項に定める通勤困難の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が 60 キロメートル以上であること。
 - 二 前号と同様に算定した通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

（支給額）

- 第 31 条 単身赴任手当の月額は、30,000 円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に、70,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて第 3 項に定める額を加算した額）とする。
- 2 前項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。
- 3 第 1 項の交通距離の区分に応じて定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 100 キロメートル以上 300 キロメートル未満 8,000 円
 - 二 300 キロメートル以上 500 キロメートル未満 16,000 円
 - 三 500 キロメートル以上 700 キロメートル未満 24,000 円
 - 四 700 キロメートル以上 900 キロメートル未満 32,000 円
 - 五 900 キロメートル以上 1,100 キロメートル未満 40,000 円
 - 六 1,100 キロメートル以上 1,300 キロメートル未満 46,000 円
 - 七 1,300 キロメートル以上 1,500 キロメートル未満 52,000 円
 - 八 1,500 キロメートル以上 2,000 キロメートル未満 58,000 円
 - 九 2,000 キロメートル以上 2,500 キロメートル未満 64,000 円
 - 十 2,500 キロメートル以上 70,000 円

（支給の調整）

- 第 32 条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体等のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

- 第 33 条 新たに第 30 条の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類（住民票等配偶者との別居の状況等を明らかにする書類、診断書、在学証明書、就業証明書等職員が配偶者等と別居することとなった事情を明らかにする書類（これらの書類の写しを含む。）を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に

変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

（単身赴任手当の支給方法等）

第 34 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第 30 条の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、第 30 条に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

第 5 節 地域手当

第 35 条 削除

第 6 節 役職手当

（役職手当）

第 36 条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員その他一定の職にある職員に対して支給する。

- 2 前項の職員は、別表第 9 の職名欄に掲げる職名を占める職員とする。
- 3 役職手当の額は、別表第 9 の区分に応じ同表に定める額とする。
- 4 役職手当を受ける職員が給与期間の、全日数にわたり勤務しなかった場合（理事長が認める場合を除く。）には役職手当は支給しない。
- 5 役職手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。
- 6 管理又は監督の地位にある職員に対する役職手当の額には、労基法第 37 条第 3 項に規定する深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前の間をいう。以下同じ。）における勤務に対する割増賃金相当額を含むものとする。
- 7 役職手当の支給を受ける職員のうち監督者は、当該支給対象月における 13 時間以下の時間外勤務については、第 47 条及び第 48 条に規定する手当は支給しない。この場合において、宿日直勤務中及び深夜における勤務は除くものとする。
- 8 前項の除算については、第 47 条に規定する手当を先に除算するものとする。
- 9 法人の業務の実績が悪化した場合には、理事長が定めるところにより、当該職員の役職手当を減額する場合がある。

第 36 条の 2 理事長の職を補佐するものについては、理事長特別補佐として理事長が任命し、役

職手当を支給するものとする。

２ 前項の役職手当額は、月額 30,000 円とする。

第 36 条の 3 高度の専門的な知識経験等をもって診療科を支援し、かつ、病院の診療及び病院運営に関する重要事項について助言を行うものについては、診療顧問として理事長が任命し、役職手当を支給するものとする。

２ 前項の役職手当額は、月額 30,000 円とする。

第 7 節 特殊勤務手当

（特殊勤務手当）

第 37 条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、特殊勤務手当を支給する。

２ 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- 一 夜間看護等手当
- 二 緊急呼出手当
- 三 放射線取扱手当
- 四 死体解剖作業手当
- 五 特殊業務手当
- 六 高所作業手当
- 七 災害応急作業等手当
- 八 ドクターカー等搭乗救急医療手当
- 九 トリアージ手当
- 十 産業医手当
- 十一 夜勤専従手当
- 十二 特別感染業務手当
- 十三 看護学院講義手当
- 十四 教務手当
- 十五 実習手当
- 十六 特定行為指導手当
- 十七 特別処遇改善手当
- 十八 外科医療確保特別手当
- 十九 時間外手術等手当

（夜間看護等手当）

第 38 条 夜間看護等手当は、職員が、所定労働時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事した場合に支給する。

２ 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の表に掲げる勤務時間の区分及び職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

勤務時間の区分		職種の区分		
		医師	助産師・看護師・准看護師	薬剤師・診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士・救急救命士
その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合		9,900	7,300	6,000
その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	深夜における勤務時間が４時間以上である場合	4,800	3,550	2,900
	深夜における勤務時間が２時間以上４時間未満である場合	4,300	3,100	2,600
	深夜における勤務時間が２時間未満である場合	2,900	2,150	1,800

３ 勤務時間が深夜の全部を含む勤務の回数が１月に４回を超えた場合、その４回を超えた勤務１回につき 2,000 円を夜間看護等手当に加算して支給（助産師、看護師及び准看護師に限る。）する。ただし、第 42 条の 7 に規定する夜勤専従手当の支給対象となる職員においては、その夜勤専従手当の支給対象の期間の終わる日を含む月の夜勤回数が４回を超えても加算しない。

（緊急呼出手当）

第 39 条 緊急呼出手当は、医療職給料表の適用を受ける職員（理事長が定める職にある者を除く。）が、所定労働時間以外の時間において、救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため救命救急センター等に入院している患者をいう。以下同じ。）又はその他患者の症状急変等に対処するために呼出しを受け、所定労働時間以外の時間において業務に従事したとき、勤務した日１日につき 1,240 円支給する。ただし、第 51 条の 2 に規定するオンコール手当が支給されることとなる場合は、支給しない。

（放射線取扱手当）

第 40 条 放射線取扱手当は、診療放射線技師及び診療エックス線技師並びに常時それらの補助に従事する職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合に、作業に従事した日１日につき 230 円支給する。

（死体解剖作業手当）

第 41 条 死体解剖作業手当は、臨床検査技師が死体解剖作業に従事した場合に、解剖した死体一体につき 2,500 円支給する。

（特殊業務手当）

第 42 条 特殊業務手当は、別表第 10 に定める特殊業務手当支給区分表（以下「特殊業務手当支給区分表」という。）の種別欄に掲げる職員（第 14 条に規定する給料の調整額が支給される職員を除く。）に対して支給する。

２ 前項の手当の額は、１月当たり、特殊業務手当支給区分表に掲げる種別区分に応じた月額欄に定める額とする。

- ３ 特殊業務手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特殊業務手当は支給しない。

（高所作業手当）

第 42 条の 2 高所作業手当は、職員が地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所、高層建築物等の建設若しくは改修工事の作業又は監督に従事した場合に支給する。

- ２ 前項の手当の額は、職員が作業又は監督に従事した日 1 日につき 220 円（当該作業又は監督が 20 メートル以上の箇所で行われたときは 320 円）とする。
- ３ この手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（災害応急作業等手当）

第 42 条の 3 災害応急作業等手当は、大規模な災害に対処するために、別表 12 に掲げる作業区域において業務に従事した場合に支給する。

- ２ 前項の手当の額は、作業に従事した日 1 日につき、別表 12 に掲げる作業区分に応じ、当該各欄に定める額とする。
- ３ 同一の日において、別表 12 に掲げる作業区分のうち二以上の作業区分に従事した場合においては、当該二以上の作業区分に係る手当の額が異なるときにあっては当該手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は支給しない。
- ４ 別表 12 に掲げる作業区分のうち屋外の作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る災害応急作業等手当の額は、前二項の規定により受けるべき額に 100 分の 60 を乗じて得た額とする。

（ドクターカー等搭乗救急医療手当）

第 42 条の 4 ドクター等搭乗救急手当は、職員がドクターカー及びドクターヘリに搭乗して、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 ドクターヘリ及びドクターカーを用いた救急医療において、機内及び車両内で行う診療等の業務
- 二 ドクターヘリ及びドクターカーを用いた患者搬送において、機内及び車両内で行う診療等の業務
- 三 前二号の業務にかかる訓練

- ２ 前項の手当の額は、その勤務 1 回につき、次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

区 分	支 給 額	
	ドクターカー	ドクターヘリ
医師	3, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
その他医療従事者	2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
救急救命士	1, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円

（トリアージ手当）

第 42 条の 5 トリアージ手当は、救急外来においてトリアージ業務に従事した看護師に対して、その割り振られた勤務 1 回につき 2, 000 円を支給する。

(産業医手当)

第 42 条の 6 産業医手当は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 13 条の規定により、職員の健康管理業務に従事した産業医たる職員に支給する。

2 前項の手当の額は、月 1 月につき 20,000 円とする。

(夜勤専従手当)

第 42 条の 7 夜勤専従手当は、看護師及び准看護師が勤務時間等規程別表第 1 に規定する夜勤（労働時間が 15 時間 30 分のものに限る。）において行われる業務に引き続く 4 週の期間（この条において 1 期間という。）専ら従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 期間につき 20,000 円とする。

(特別感染業務手当)

第 42 条の 8 特別感染業務手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対応する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める一類感染症及び二類感染症並びに理事長がこれらに相当すると認める感染症の患者の診療等の業務に従事した職員に対し、1 勤務につき次の各号に掲げる感染症の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給する。この場合において一類感染症患者及び二類感染症患者について、同勤務に診療等の業務に従事した場合は、一類感染症患者に係る金額を支給する。

一 一類感染症 4,600 円

二 二類感染症 2,300 円

2 削除

(看護学院講義手当)

第 42 条の 9 看護学院講義手当は、佐賀県医療センター好生館に勤務する職員が佐賀県医療センター好生館看護学院（以下「看護学院」という。）において講義を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、1 講義（90 分）につき次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職 種 の 区 分	1 講義の支給額
医師	5, 5 0 0 円
その他	3, 0 0 0 円

(教務手当)

第 42 条の 10 教務手当は、看護学院に勤務し、看護又は助産に関する科目の講義又は実習指導に従事した職員に 1 月につき 24,000 円を支給する。

2 教務手当を受ける職員が給与期間の全勤務日にわたり勤務しなかった場合には教務手当は支給しない。

(実習手当)

第 42 条の 11 実習手当は、看護学院に所属する教員が佐賀市内の看護学院外施設における臨地実習に看護学生を引率するために同行した場合、同行 1 日につき 550 円を支給する。

(特定行為指導手当)

第 42 条の 12 特定行為指導手当は、佐賀県医療センター好生館で実施される保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の 2 に定められた特定行為研修において職員が集合研修又は実習の指導を行った場合に支給する。

2 前項の手当の額は、次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職 種 の 区 分	集合研修指導 1 時間あたり	実習指導 1 症例あたり
医師	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円
その他	1, 5 0 0 円	

(特別処遇改善手当)

第 42 条の 13 特別処遇改善手当は、病院に勤務する医師（理事長が定める者に限る。）、助産師、看護師、准看護師及びナースエイドに対して支給する。

2 前項の手当の額は、1 月当たり次の表に掲げる職種の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

職 種 の 区 分	支給額
医師	1, 0 0 0 円
助産師、看護師、准看護師	1 0, 8 0 0 円
ナースエイド	6, 0 0 0 円

3 次の各号のいずれにも該当する場合は、前項の手当の額に 50, 000 円を加算するものとする。

- 一 理事長が認める指定研修機関を修了し、保健師助産師看護師法第 37 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する特定行為を行う看護師長、副看護師長、助産師又は看護師（以下「看護師長等という」）
- 二 理事長が指定した診療部門で勤務する看護師長等

4 特別処遇改善手当を受ける職員が月の初日から末日までの間、全勤務日にわたり勤務しなかった場合には特別処遇改善手当は支給しない。

(外科医療確保特別手当)

第 42 条の 14 外科医療確保特別手当は、診療報酬上の施設基準への対応として、病院に勤務する医師（理事長が定める者に限る。）に対し支給する。

2 前項の手当の額は、当該施設基準に係る診療報酬額を勘案し、支給対象者数その他の事情を考慮して理事長が定める額とする。

(時間外手術等手当)

第 42 条の 15 時間外手術等手当は、診療報酬上の施設基準への対応として、病院に勤務する医師（理事長が定める者に限る。）が、手術又は処置（理事長が定める手術又は処置に限る。以下この条において「手術等」という。）に従事した場合に支給する。

2 前項の手当の額は、当該施設基準に係る診療報酬額を勘案し、対象の手術等の種類、従事回数その他の事情を考慮して、理事長が定める額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、時間外手術等手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（特殊勤務手当の作業日数の計算方法）

第 43 条 日により支給する特殊勤務手当の作業日数は、暦日によって計算する。

（特殊勤務手当の支給方法）

第 44 条 特殊勤務手当（特殊業務手当を除く。）は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、当該月分を翌月の給料の支給日に支給する。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、職員が離職し、又は死亡した場合には、離職し又は死亡した日までの分をその際支給する。

3 特殊勤務手当（特殊業務手当に限る。）は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

第 8 節

（分娩手当）

第 45 条 分娩手当は、医師が所定労働時間以外の時間又は休日（勤務時間等規程第 7 条第 1 項各号に規定する休日をいう。）として規定されている日において、2 時間以上の分娩の処置の業務に従事した場合、その勤務 1 回につき 20,000 円を支給する。

第 9 節

（附加職務手当）

第 46 条 附加職務手当は、担当すべき職務としてあらかじめ割り振られた職務（「本務」という。）以外で佐賀県医療センター好生館長の命令により特に附加された職務（「附加職務」という。）のうち、理事長の定める業務に従事したときに理事長の定める額を支給する。

2 附加職務手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支給日に支給する。

第 10 節 時間外勤務手当等

（時間外勤務手当）

第 47 条 所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 50 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に所定労働時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

一 所定労働時間が割り振られた日（次条の規定により所定労働時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100 分の 125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

2 前項に定めるもののほか、勤務時間等規程第 10 条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第 3 条又は第 16 条第 1 項の規定により割り振られた 1 週間の所定労働時間（以下この条におい

て「割振り変更前の所定労働時間」という。) を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の所定労働時間を超えて勤務した全時間（理事長が定める時間を除く。）に対して、勤務１時間につき、第 50 条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられ所定労働時間を超えてした勤務（週休日における勤務のうち理事長が別に定めるものを除く。）の時間と勤務時間等規程第 8 条の規定により割振り変更前の所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の所定労働時間を超えてした勤務の時間（理事長が別に定める時間を除く。）との合計が 1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、第 1 項及び前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第 50 条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、所定労働時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 150（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）、割振り変更前の所定労働時間を超えてした勤務にあつては 100 分の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 4 勤務時間等規程第 10 条に規定する代替休暇を希望し、当該代替休暇に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該代替休暇の取得に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、第 50 条に規定する勤務１時間あたりの給与額に、前項の所定労働時間を超えてした勤務に対する時間外勤務手当の支給に代えて代替休暇を取得した場合にあつては、100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額、割振り変更前の所定労働時間を超えてした勤務に対する時間外勤務手当の支給に代えて代替休暇を取得した場合にあつては、100 分の 50 から第 2 項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 5 時間外勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。
- 6 第 1 項の規定にかかわらず、職務手当の支給を受ける職員（管理又は監督の地位にある職員に限る。）には、時間外勤務手当を支給しない。

（休日勤務手当）

第 48 条 勤務時間等規程第 7 条第 1 項第 2 号に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）、祝日法による休日について同規程第 8 条の規定により勤務日を休日に変更された職員にあつては当該休日に代わる日及び祝日法による休日について同規程第 9 条の規定により代休日を指定された場合の当該代休日において当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該代休日（以下「祝日法による休日等」という。）（同規程の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日と同規程第 8 条又は第 16 条第 2 項の規定に基づく週休日にあたる時は、理事長が定める日）並びに同規程第 7 条第 1 項第 3 号に規定する年末年始の休日（以下、「年末年始の休日」という。）、年末年始の休日について同規程第 8 条の規定により勤務日を休日に変更された職員にあつては当該年末年始の休日に代わる日及び年末年始の休日について同規程第 9 条の規定により代休日を指定された場合の当該代休日において当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては当該代休日（以下「年末年始の休日等」という。）又はこれらの日に準ずるものとして理事長

が定める日において、所定労働時間中に勤務することを命ぜられた職員には、所定労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第 50 条に規定する勤務１時間当たりの給与額に 100 分の 135 を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 休日勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、職務手当の支給を受ける職員（管理又は監督の地位にある職員に限る。）には、休日勤務手当を支給しない。

（夜間勤務手当）

第 49 条 所定労働時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第 50 条に規定する勤務１時間当たりの給与額の 100 分の 25 を夜間勤務手当として支給する。

2 夜間勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、役職手当の支給を受ける職員（管理又は監督の地位にある職員に限る。）には、夜間勤務手当を支給しない。

（勤務１時間当たりの給与額）

第 50 条 前 3 条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの労働時間に 52 を乗じたものから毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における祝日法による休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計に 7 時間 45 分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

一 削除

二 削除

三 特殊勤務手当（特殊業務手当、産業医手当、教務手当及び特別処遇改善手当に限る。）当該手当の月額

四 初任給調整手当 当該手当の月額

五 資格手当 当該手当の月額

六 教育手当 当該手当の月額

2 前項の規定にかかわらず、前 3 条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、当該勤務が特殊勤務手当（夜間看護等手当、緊急呼出手当、特殊業務手当、産業医手当及、教務手当及び特別処遇改善手当を除く。）が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該作業又は業務に係る勤務１時間当たりの手当の額（処理件数に応じて支給される手当にあつては 1 件当たりの処理単価を 1 件当たりの平均作業時間として理事長が定める時間で除して得た額、1 日単位で支給される手当にあつてはその日額を 7.75 で除して得た額）を前項に定める額に加算した額とする。

第 11 節 宿日直手当等

（宿日直手当）

第 51 条 労働基準監督署長からの宿日直許可のある次の各号に掲げる宿日直勤務を命ぜられた医師には、その勤務 1 回につき、30,000 円を宿日直手当として支給する。

- (1) 病院内の規律保持及び事故防止等のための管理業務のための宿日直勤務
- (2) 入院患者等のうち要注意患者の状態の変動等に対応するための宿日直勤務
- 2 前項各号に掲げる宿日直勤務中に通常の勤務時間と同様様の業務に従事した場合は、その従事した時間について前項に定める手当とは別に第47条に定める時間外勤務手当又は第48条に定める休日勤務手当を支給する。
- 3 宿日直手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(オンコール手当)

第51条の2 オンコール手当は、職員が緊急の業務に対応するため、自宅等に待機を命じられた場合に支給する。

- 2 前項の手当の額は、その待機1回につき次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とし、その翌月の給料の支給日に支給する。
 - 一 呼出しにより出勤した医師又はこれに準ずる者として理事長が認める医師 2,000 円
 - 二 上記以外の職員 1,240 円

第12節 役職職員特別勤務手当

(役職職員特別勤務手当)

第52条 役職職員特別勤務手当は、役職手当の支給を受ける職員（管理又は監督の地位にある職員に限る。）が所定労働時間以外の時間において、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 救急患者（救急車等による外来患者及び容態が急変するおそれがあるため救命救急センター等に入院している患者をいう。以下同じ。）又はその他患者の症状急変等に対処するために呼出しを受けた場合及び当番の診療業務に従事した場合
- 二 呼出しを受け、前号に掲げる業務以外の業務に従事した場合
- 三 削除

- 2 前項第1号に掲げる業務に従事した場合の役職職員特別勤務手当の額は、次の表に掲げる額とする。

役職区分	6時間以下	6時間超
薬剤部長	10,000 円	15,000 円
看護部長	10,000 円	15,000 円

- 3 第1項第2号に掲げる業務に従事した場合の役職職員特別勤務手当の額は、次の表に掲げる額とする。

役職区分	6時間以下	6時間超
薬剤部長	8,000 円	12,000 円
看護部長	8,000 円	12,000 円
事務部長	10,000 円	15,000 円
副事務部長	8,000 円	12,000 円

- 4 役職職員特別勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

第13節 期末手当、勤勉手当、医師業績手当

（期末手当）

第53条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第55条まで及び附則第13項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第63条第2項1号に規定する職員以外の職員、無給出向職員、自己啓発等休業職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の第6条第2項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇され（理事長が別に定める事由により解雇された場合に限る。以下、本条及び第56条において同じ。）若しくは死亡した職員（第62条第6項の規定の適用を受ける職員及び次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。

一 その退職し、又は解雇され若しくは死亡した日において無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第63条第2項1号に規定する職員以外の職員、無給出向職員、自己啓発等休業職員のいずれかに該当する職員であった者

二 その退職し、又は解雇された後基準日までの間において、職員又は法人の役員となったもの

三 その退職に引き続き次に掲げる者となったもの及びこれらに準ずる者として理事長が認めるもの

イ 職員以外の地方独立行政法人の職員のうち期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、職員が引き続き当該地方独立行政法人の職員となった場合に職員としての在職期間を当該地方独立行政法人の職員としての在職期間に通算することとしている地方独立行政法人の職員

ロ 国立大学法人の職員のうち期末手当及び勤勉手当に相当する給与の支給について、職員が引き続き当該国立大学法人の職員となった場合に職員としての在職期間を当該国立大学法人の職員としての在職期間に通算することとしている国立大学法人の職員

ハ 地方公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について、職員としての在職期間を地方公務員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の公務員）

ニ 国家公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について、職員としての在職期間を国家公務員としての在職期間に通算することを認めている機関の国家公務員）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、看護部長及び事務部長にあつては100分の106.25を乗じて得た額、医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては100分の76.25を乗じて得た額、その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては100分の126.25を乗じて得た額、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては次の表に掲げる職務の級の区分及び支給月の区分に応じ同表に掲げる額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6月	12月
1級	527,250円	527,250円
2級	555,000円	555,000円

一 6箇月 100分の100

二 5箇月以上6箇月未満 100分の80

三 3箇月以上5箇月未満 100分の60

四 3箇月未満 100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇され若しくは死亡した職員にあっては、退職し、又は解雇され若しくは死亡した日現在。附則第13項第3号にて同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 4 各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末手当の不支給）

第54条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に懲戒解雇された職員
- 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に解雇された職員（理事長が別に定める職員を除く。）
- 三 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 四 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給一時差し止め）

第55条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- 二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行った場合には、その旨を記載した文書を当該一時差止処分を受けた者に交付しなければならない。
- 3 前項の規定により文書を交付をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による文書を、当該職員の最新の通勤届の住所に書面を発送するものとし、発送した日の翌日から起算して2日を経過したときに到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

（勤勉手当）

- 第56条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無給出向職員、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第63条第2項2号に規定する職員以外の職員を除く。）に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第6条第2項に定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇され若しくは死亡した職員（次に掲げる職員を除く。）についても同様とする。
- 一 その退職し、又は解雇され若しくは死亡した日において休職中であった者（業務傷病等による休職者（第65条第1項の規定の適用を受けて休職中であった職員をいう。）を除く。）
 - 二 その退職し、又は解雇され若しくは死亡した日において停職者、専従休職者、無給出向職員、育児休業職員、出生時育児休業職員のうち第63条第2項第2号に規定する職員以外の職員のいずれかに該当する職員であった者
 - 三 第53条第1項第2号及び3号に掲げる者
- 2 勤勉手当の額は、特定職給料表の適用を受ける職員にあっては次の表に掲げる職務の級の区分及び支給月の区分に応じ同表に掲げる額、その他の給料表の適用を受ける職員にあっては勤勉手当基礎額に100分の106.25（看護部長及び事務部長にあっては、100分の126.25）を乗じて得た

額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。ただし、医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、理事長が必要と認めたものについては、この限りではない。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	1, 268, 250 円	1, 268, 250 円
2 級	1, 335, 000 円	1, 335, 000 円

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第 53 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 56 条第 3 項」と、「第 2 項の期末手当基礎額」とあるのは「第 56 条第 2 項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 54 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 56 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 56 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と読み替えるものとする。

（医師業績手当）

- 第 57 条 医師業績手当は、医療職給料表（一）及び特定職給料表の適用を受ける職員に対し、当該年度の法人の業績に応じて支給するものとする。
- 2 医師業績手当の支給基準、支給額その他支給に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第 14 節 初任給調整手当

（初任給調整手当）

- 第 58 条 初任給調整手当は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員であつて、その採用が、学校教育法に規定する大学（以下この条において「大学」という。）卒業の日から 40 年（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に規定する臨床研修（第 3 項において「臨床研修」という。）を経た者にあつては 42 年、医師法の一部を改正する法律（昭和 43 年法律第 47 号）による改正前の医師法に規定する実地修練（第 3 項において「実地修練」という。）を経た者にあつては 41 年）を経過するまでの期間内に行われたものに対して支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 38 年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。
 - 3 初任給調整手当の支給期間は 38 年とし、その月額は、採用の日以後の期間の区分に応じた別表第 11 に掲げる額とする。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあつては 6 年、実地修練を経た場合にあつては 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間は、初任給調整手当が支給されていたものとする。
 - 4 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされた場合における当該職員に対する別表第 11 の適用については、当該休職の期間（第 62 条第 1 項の規定により給与の全額を支給される休

職の期間を除く。)は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

- 5 第1項に規定する職員となった者(第2項に規定する職員を除く。)のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が38年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、第3項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。
- 6 初任給調整手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

第15節 資格手当

(資格手当)

第59条 資格手当は、職員が次のいずれにも該当する場合に支給する。

- 一 理事長が指定する資格を保有し又は理事長が指定する関係団体の認定等を受けている者
- 二 保有する資格又は認定等を受けている分野の業務を行い、その資格又は認定等が当該業務に直接役立つと認められる者
- 2 資格手当の額は、資格又は認定等(以下、本条において「資格等」という。)の病院運営上の貢献度、資格等の取得の難易度などを勘案し、資格等ごとに理事長が定める。
- 3 職員が、第1項に掲げる要件を満たす資格等を複数有する場合には、それぞれに対して手当を支給する。ただし、同分野の資格等については、いずれか1の資格等に対してのみ手当を支給する。
- 4 前項の規定による資格手当の1月当たり総額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 5 資格手当の支給は、給料の支給方法に準ずる。

第16節 教育手当

(教育手当)

第59条の2 教育手当は、職員が次のいずれかに該当する場合で、職務にその資格が直接役立つと認められる場合に支給する。

- 一 医業、歯科医業若しくは病院に関して広告することができる事項第1条第2号に基づき広告することができる医師及び歯科医師、薬剤師、看護師、その他医療従事者の専門性に関する資格並びにこれに準ずると理事長が認めるもの
- 二 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修を受けている医師に対する指導を行う医師で理事長が任命した臨床研修指導医
- 三 文部科学大臣及び厚生労働大臣が指定する看護学校等からの依頼により、看護学生等の実習指導を行う看護師及び医療従事者において、理事長が任命した職員で実習看護指導者及び医療従事者
- 2 教育手当の額は、資格又は認定等(以下、本条において「資格等」という。)、該当する資格の数に5,000円を乗じた額とする。
- 3 職員が、第1項に掲げる要件を満たす資格等を複数有する場合には、それぞれに対して手当を支給する。

- 4 前項の規定による教育手当の1月当たり総額が10,000円を超えるときは、10,000円とする。
- 5 教育手当の支給は、給料の支給方法に準ずる。
- 6 第59条に定める資格手当を支給する場合には、教育手当は支給しない。

第17節 年度末手当

(年度末手当)

第60条 年度末手当は、各年度における勤務に対する慰労報奨として、次の各号のいずれも満たす職員（理事長が別に定める職員を除く。）に対し支給する。

一 次に掲げる職員以外の職員であること

イ 承継職員

ロ 県在職派遣職員

ハ 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項の退職派遣者として佐賀県を退職し法人に雇用された職員

二 各年度において、職員として勤務した期間（期限付職員（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館期限付職員就業規則（平成22年規程第6号）第2条に定める期限付職員をいう。）又は契約職員（地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約職員就業規則（平成31年規程第1号）第2条に定める契約職員をいう。）から引き続き職員となった者にあつては、当該期限付職員又は当該契約職員としての雇用期間を含む。）が10月以上ある者又はそれに相当すると理事長が認めるもの

2 手当の額は、給料月額100分の150の額の範囲内で理事長が定める。

3 前2項に定めるもののほか、年度末手当に関し必要な事項は理事長が別に定める。

第60条の2 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員退職手当規程第2条の2において、退職手当を選択した職員には、年度末手当を支給しない。

第4章 給与の特例等

(給与の減額)

第61条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第10条に規定する代替休暇、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき、理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の勤務1時間当たりの給与額は、第50条に規定する額とする。

3 前項の規定により給与の減額を行う場合の時間数は、その給与期間において勤務しない総時間数とする。

4 減額すべき給与額は、減額すべき事由の生じた給与期間の分の給料に対応する額を、それぞれその次の給与期間以降の給料から差し引く。ただし、離職、休職等の場合において、減額すべき給与額が、給料から差し引くことができないときは、当規程に基づくその他の未支給の給与から差し引くことができる。

5 前項の場合において、なお、減額すべき給与額を差し引くことができないときは、理事長が別

に定めるところにより返納させる。

（休職者の給与）

第 62 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 21 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

4 職員が就業規則第 21 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第 21 条第 1 項第 3 号又は休職規則第 4 条第 1 号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、次の各号に定めるところにより、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ次の割合を支給することができる。

一 就業規則第 21 条第 1 項第 3 号又は休職規則第 4 条第 1 号の規定に該当して休職にされた場合 100 分の 70 以内

二 就業規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定に該当して休職にされた場合で、職員が業務上の災害又は通勤による災害（出向職員の出向先の業務上の災害又は通勤による災害を含む。）を受けたと認められると 100 分の 100 以内

6 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 53 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、又は解雇され（理事長が別に定める事由により解雇された場合に限る。）若しくは死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 54 条及び第 55 条の規定を準用する。この場合において、第 54 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 62 条第 6 項」と読み替えるものとする。

8 勤勉手当の第 56 条第 1 項に規定する基準日現在第 2 項、第 3 項又は第 5 項の規定に該当する職員には、当該各項に規定するもののほか、第 56 条の例により算出された額にそれぞれ第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する割合で乗じて得た額の勤勉手当を支給することができる。

9 第 2 項から第 5 項までの規定による給料の月額に 1 円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（育児休業職員、出生時育児休業職員及び育児部分休業職員の給与）

第 63 条 育児休業等規則に規定する育児休業又は出生時育児休業をしている職員には、当該休業の期間中、給与を支給しない。

- 2 育児休業又は出生時育児休業をしている職員のうち、次に掲げる職員に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- 一 第 53 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
- 二 第 56 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間（理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員
- 3 育児休業又は出生時育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該休業をした期間の 100 分の 100 以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- 4 育児休業等規則に規定する部分休業をしている職員には、その勤務しない 1 時間につき、第 61 条第 2 項に規定する 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児・介護短時間勤務職員の給与）

- 第 64 条 勤務時間等規程第 2 条に規定する育児・介護短時間勤務職員の給料月額は、第 9 条から第 13 条までの規定にかかわらず、第 9 条から第 13 条までの規定による給料月額に算出率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 2 育児・介護短時間勤務職員の給料の調整額は、第 14 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 3 育児・介護短時間勤務職員のうち、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員については、第 25 条第 1 項第 2 号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の 2 分の 1 の額とする。
- 4 育児・介護短時間勤務職員の役職手当の額は、第 36 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 5 育児・介護短時間勤務職員の特殊勤務手当（特殊業務手当及び特別処遇改善手当に限る。）の額は第 42 条及び第 42 条の 13 の規定にかかわらず、これらの規定による額に算出率を乗じた額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。
- 6 育児・介護短時間勤務職員の時間外勤務手当に係る規定については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 47 条第 1 項	支給する	支給する。ただし、育児・介護短時間勤務職員が第 1 号に掲げる勤務で所定労働時間を超えてしたもののうち、その勤務時間とその勤務をした日における所定労働時間との合計が 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 100（その勤務が深夜の間である場合は、100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする
第 47 条第 3 項	第 1 項	第 1 項（第 64 条第 6 項の規定により読み替えて

		適用する場合を含む。)
第 47 条第 4 項	要しない	要しない。ただし、当該時間が第 64 条第 6 項の規定により読み替えられた第 1 項ただし書きに規定する 7 時間 45 分に達するまでの間の勤務にかかる時間である場合にあっては、第 50 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 150（その時間が深夜の間である場合は 100 分の 175）から 100 分の 100（その時間が深夜の間である場合は、100 分の 125）を減じた割合を乗じて得た額とする。

7 育児・介護短時間勤務職員の初任給調整手当の額は、第 58 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

8 育児・介護短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当に係る規定は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 53 条第 3 項	給料	給料の月額を算出率で除して得た額
第 53 条第 4 項及び 第 56 条第 3 項	給料の月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第 53 条第 4 項	給料月額	給料月額を算出率で除して得た額

9 育児・介護短時間勤務職員の資格手当の額は、第 59 条の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

10 この条において「算出率」とは、勤務時間等規程第 2 条に規定する育児・介護短時間勤務として承認を受けた当該職員の 1 週間当たりの勤務時間数を通常勤務の勤務時間数で除して得た数をいう。

11 育児・介護短時間勤務職員の教務手当の額は、第 42 条の 10 の規定にかかわらず、同条の規定による額に算出率を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）とする。

12 前項までに定めるもののほか、育児・介護短時間勤務職員の給与について必要な事項は、理事長が別に定める。

（復職時調整）

第 65 条 休職にされた職員が復職し、出向等を命ぜられた職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、出向期間等（以下「休職等の期間」という。）を次表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）から復職等の日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に理事長が定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

休職等の期間	換算率
--------	-----

就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病に係るものに限る。）又は業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3 分の 3 以下
就業規則第 21 条第 1 項第 3 号又は休職規則 4 条 1 号の規定による休職（就業規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定によるものにあつては、職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）の期間	
出向職員又は転籍職員の出向又は転籍期間	
介護休業の期間	2 分の 1 以下
就業規則第 21 条第 1 項第 1 号の規定による休職（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）又は業務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。）の期間	3 分の 1 以下（結核性疾患については 2 分の 1 以下）
就業規則第 21 条第 1 項第 3 号の規定による休職（職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。）の期間	3 分の 1 以下
就業規則第 21 条第 1 項第 2 号の規定による休職の期間（無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。）	3 分の 3 以下
育児休業又は出生時育児休業の期間	100 分の 100 以下
自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるもの）	100 分の 100 以下
上記以外の大学等における修学のための休業の期間	100 分の 50 以下

備考 出向職員及び転籍職員に関するこの表の規定の適用については、出向又は転籍先の機関の業務（当該職員の当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を地方公務員災害補償法第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。）を法人の業務とみなす。

- 2 出向職員が職務に復帰した場合又は理事長が定めるこれに準ずる場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると理事長が認める場合は、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

（介護休業等の給与）

第 66 条 育児休業等規則による介護休業をした職員には、その勤務しない 1 時間につき、第 61 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（修学部分休業等の給与）

第 67 条 勤務時間等規程第 40 条の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、

その勤務しない１時間につき、第 61 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 修学部分休業の承認を受けて勤務しない職員のうち、平均 1 箇月当たりの通勤所要回数が 10 回に満たない職員については、第 25 条第 1 項第 2 号の額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額の 2 分の 1 の額とする。

（自己啓発等休業の給与）

第 68 条 職員が自己啓発等休業をした場合は、その期間中はいかなる給与も支給しない。

（専従許可における給与）

第 69 条 職員が休職規則第 4 条第 2 号の規定に基づき、労働組合の業務に専ら従事することを許可された場合は、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

（端数の取扱）

第 70 条 日割計算及びその他により給与の額に、1 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。

- 2 第 47 条から第 49 条までの規定により勤務 1 時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合及び第 61 条第 2 項により勤務しない 1 時間につき減額する給与額を算定する場合において、当該額に、50 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。
- 3 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となるべき勤務時間数は、その給与期間の全時間数（時間外勤務手当については、支給割合ごとに計算された時間数）によって計算するものとし、その時間数に 1 時間未満の端数が生じた場合は、その端数が 30 分以上のときは 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てるものとする。
- 4 一の給与期間の欠勤の時間数、部分休業の時間数の合計に 1 時間未満の端数がある場合は、分単位で計算するものとする。

第 5 章 報奨金

（報奨金）

第 71 条 職員のうち、勤務成績が優秀なものその他理事長が特に定めるものについては、報奨金を支給することがある。

- 2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

第 6 章 補則

（県在職派遣職員の給与）

第 72 条 県在職派遣職員の給与については、この規程の規定にかかわらず、佐賀県職員給与条例（昭和 26 年佐賀県条例第 1 号。以下「給与条例」という。）その他佐賀県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給できる。

- 2 前項の規定により、給与条例その他の佐賀県の関係規定に基づき県在職派遣職員に給与を支給するに当たり、各種手当の認定を行う場合においては、これらの規定中「任命権者」とあるのは、

「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に佐賀県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

- 3 この規程に定める手当について給与条例に相当する手当がないときは、県在職派遣職員に対しこの規程による手当を支給することができる。
- 4 前項までに定めるもののほか、県在職派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の改定）

第73条 給与は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

（実施に関し必要な事項）

第74条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（手当の現況確認）

第75条 理事長は、毎年一定の期日を定め、次に掲げる手当について現況確認を行うことができる。

- 一 扶養手当
- 二 住居手当
- 三 通勤手当
- 四 単身赴任手当

- 2 職員は、前項の現況確認に必要な書類の提出を求められたときは、遅滞なく、これを理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、職員が正当な理由もなく現況確認の書類を提出しないことにより現況が確認できない場合には、当該手当の認定を無効とする。この場合において、無効となった手当について再び支給を受けようとする職員は再度届出を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（各種手当の認定）

- 2 平成22年4月1日（以下「施行日」という。）の前日に佐賀県の職員であった者で、施行日に、承継職員となった者に係る各種手当のうち、当規程により理事長の認定を要するものについては、施行日の前日に給与条例その他の佐賀県の関係規定に基づき、佐賀県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

（施行日における給料表適用）

- 3 施行日の前日に給与条例第3条に規定する給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における第8条に規定する給料表は、次の表の左欄に掲げる給料表の区分に応じ同表の右欄に掲げる給料表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表

医療職給料表（一）	医療職給料表（一）
医療職給料表（二）	医療職給料表（二）
医療職給料表（三）	医療職給料表（三）

（給料月額）

- 4 承継職員の施行日における職務の級及び号給は、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号給と同一の職務の級及び号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 5 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 17 年佐賀県条例第 72 号）附則第 7 条の規定による給料の切替えに伴う経過措置は、この規程の施行に当たり準用する。この場合において、この項の規定による給料を支給される職員に関する第 14 条第 2 項及び第 53 条第 3 項（第 56 条第 4 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第 5 項の規定による給料の額との合計額」とする。

（昇給に係る経過措置）

- 6 施行日以後最初に行われる承継職員に係る第 12 条第 1 項の昇給に係る同項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く佐賀県職員としての在職期間にかかる当該職員の勤務成績を同項の勤務成績とみなす。

（職務手当に係る経過措置）

- 7 職務手当について、承継前に給与条例第 7 条の 2 に規定する管理職手当を支給されていた職員のうち、当該管理職手当の額に別表第 9 に定める職務手当の額が達しないこととなる職員には、平成 23 年 3 月 31 日までの間、別表第 9 による職務手当のほか、当該差額に相当する額に 100 分の 25 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を支給する。

（期末手当及び勤勉手当に係る経過措置）

- 8 平成 22 年 6 月 1 日を基準日とする承継職員の期末手当又は勤勉手当の支給に係る第 53 条第 2 項又は第 56 条第 1 項の規定の適用については、施行日の前日までの引き続く佐賀県職員としての在職期間又は勤務成績は、第 53 条第 2 項の在職期間又は第 56 条第 1 項の勤務成績とみなす。

（初任給調整手当）

- 9 施行日の前日までに給与条例第 7 条の 3 に規定する初任給調整手当の支給を受けたことのある職員については、施行日の前日までに当該手当を支給された期間を第 58 条に規定する手当が支給されていた期間とみなして、同条の規定により手当を支給するものとする。

（給与の特例）

- 10 施行日の前日において、佐賀県知事等の給与の特例に関する条例（平成 19 年佐賀県条例第 58 号）第 2 条の規定による給与の特例措置が講じられていた職員にあっては、理事長が別に定める者を除き、平成 23 年 3 月 31 日までの間、同条の規定による佐賀県職員の例によるものとする。

（その他）

- 11 この規程の規定を運用するにあたり、理事長が別段の基準を定めた場合以外の原則的事項については、当分の間、給与条例の適用を受ける者の例によるものとする。
- 12 この規程の施行後３年を超えない範囲内において、この規程の運用状況及び給与制度のあり方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 13 平成 29 年 3 月 31 日までの間、職員（次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者（理事長が別に定める者に限る。）であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員になった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- 一 給料月額 当該特定職員の給料月額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に 100 分の 98.6 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第 15 項及び第 16 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第 15 項において「給料月額減額基礎額」という。））
 - 二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - 三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 53 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.4 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
 - 四 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第 56 条第 4 項において準用する第 53 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超え

ない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 56 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100 分の 1.4 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第 4 項において準用する第 53 条第 4 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第 16 項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 56 条第 2 項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第 62 条第 1 項から第 6 項まで又は第 8 項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第 62 条第 1 項 前各号に定める額

ロ 第 62 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ハ 第 62 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第 62 条第 5 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第 62 条第 6 項 第 3 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額（同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

ヘ 第 62 条第 8 項 第 4 号に定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額（同条第 5 項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

給料表	職務の級
事務職給料表	6 級
医療職給料表（二）	6 級
医療職給料表（三）	6 級

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

15 附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 47 条から第 49 条まで及び第 61 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 50 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 1.4 を乗じて得

た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

- 16 附則第13項の規定が適用される間、第56条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.26（特定幹部職員にあつては、100分の1.54）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員に関する読替え）

- 17 育児短時間勤務職員に対する附則第13項第1号、第3号及び第4号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第13項第1号	号給の給料月額に	号給の給料月額に算出率（第64条に規定する算出率をいう。以下この項において同じ。）を乗じて得た額に
	を減じた額	に算出率を乗じて得た額を減じた額
附則第13項第3号 及び第4号	給料月額及び	給料月額を算出率で除して得た額及び
	給料月額に	給料月額を算出率で除して得た額に
	給料月額減額基礎額	給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額

（附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

- 18 附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第63条第4項、第66条及び第67条の規定の適用については、第63条第4項、第66条及び第67条中「第61条第2項」とあるのは「附則第15項」とする。

（移管職員の昇給に係る経過措置）

- 19 佐賀県職員として在籍し佐賀県立総合看護学院廃止の際に佐賀県を退職し、引き続き法人の職員となった者（以下「移管職員」という。）に施行日以後最初に行われる第12条第1項の昇給に係る同項の規定の適用については、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの佐賀県職員としての勤務成績を法人職員としての勤務成績とみなす。

（移管職員の期末手当及び勤勉手当に係る経過措置）

- 20 看護学院から法人への移管職員の令和2年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当に係る第53条第2項及び第56条第1項の規定の適用については、令和2年3月31日までの引き続き佐賀県職員としての在職期間又は勤務成績は、第53条第2項の在職期間又は第56条第1項の勤務成績とみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条第 2 項、第 56 条第 2 項及び附則第 16 項の規定は、平成 23 年 3 月 31 日までの間、第 53 条第 2 項中「100 分の 122.5」とあるのは「100 分の 125」と、「100 分の 137.5」とあるのは「100 分の 135」と、「100 分の 102.5」とあるのは「100 分の 105」と、「100 分の 117.5」とあるのは「100 分の 115」と、第 56 条第 2 項中「100 分の 67.5」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 70」と、「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 90）、12 月に支給する場合においては 100 分の 65（特定幹部職員にあっては、100 分の 85）」と、附則第 16 項中「100 分の 67.5」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 70」と「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 90）、12 月に支給する場合においては 100 分の 65（特定幹部職員にあっては、100 分の 85）」と読み替えて適用する。

（平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 22 年 6 月 1 日において次の各号に掲げる職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）に同年 12 月に支給する期末手当の額は、平成 22 年 12 月 1 日に施行する改正後の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程（以下この項及び次項において「改正後の給与規程」という。）第 62 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 53 条第 2 項及び第 3 項から第 5 項まで（第 64 条 8 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは附則第 13 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から同年 6 月 1 日において当該減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- 一 職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第 13 項の規定が施行されていたとした場合においても同項の適用を受けず、かつ、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成 17 年佐賀県条例第 72 号）附則第 7 条の規定の適用を受けない職員に限る。）

給料表 職務 の級	事務職給料表	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）
1 級	1 号給から 93 号給まで	1 号給から 85 号給まで	1 号給から 96 号給まで
2 級	1 号給から 64 号給まで	1 号給から 72 号給まで	1 号給から 80 号給まで
3 級	1 号給から 48 号給まで	1 号給から 56 号給まで	1 号給から 56 号給まで
4 級	1 号給から 32 号給まで	1 号給から 44 号給まで	1 号給から 44 号給まで

５級	１号給から 24 号給まで	１号給から 28 号給まで	１号給から 28 号給まで
６級	１号給から 16 号給まで	１号給から 12 号給まで	１号給から 8 号給まで
７級	１号給から 4 号給まで	－	－

二 医療職給料表（一）の適用を受ける職員

（平成 22 年 4 月 1 日前に 50 歳に達した職員に関する読替え）

3 平成 22 年 4 月 1 日前に 50 歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第 13 項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が 50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日」とあるのは「平成 22 年 12 月 1 日」と、「50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後」とあるのは「同日後」とする。

附 則

- 1 この規程は平成 23 年 12 月 1 月から施行する。ただし、平成 23 年 12 月 1 日に施行する改正後の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館給与規程（以下この項において「改正後の給与規程」という。）第 37 条第 2 項第 6 号及び第 42 条の 2 の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。
- 2 平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の給与規程第 62 条第 1 項から第 3 項まで、第 5 項若しくは第 6 項若しくは第 53 条第 2 項及び第 3 項から第 5 項まで（第 64 条第 8 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは附則第 13 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成 23 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級の欄及び号給の欄に掲げるものであるもの（附則第 5 項の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職給料表（一）に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が 1 号給から 3 号給までであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成 23 年 4 月 1 日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が 2 以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第 31 条第 3 項で定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表 職務 の級	事務職給料表	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）
１級	１号給から 93 号給まで	１号給から 85 号給まで	１号給から 108 号給まで
２級	１号給から 76 号給まで	１号給から 84 号給まで	１号給から 92 号給まで
３級	１号給から 60 号給まで	１号給から 68 号給まで	１号給から 68 号給まで
４級	１号給から 44 号給まで	１号給から 56 号給まで	１号給から 56 号給まで
５級	１号給から 36 号給まで	１号給から 40 号給まで	１号給から 40 号給まで
６級	１号給から 28 号給まで	１号給から 24 号給まで	１号給から 20 号給まで
７級	１号給から 16 号給まで	１号給から 8 号給まで	－
８級	１号給から 4 号給まで		

二 平成 23 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.41 を乗じて得た額

- 3 好生館から勤勉手当の支給を受ける職員のうち期末手当の支給を受けない職員に対する前項の規定の適用については、同項中「平成 23 年 12 月に支給する期末手当の額」とあるのは「平成 23 年 12 月に支給する勤勉手当の額」と、「期末手当は支給しない」とあるのは「勤勉手当は支給しない」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 12 日から施行し、平成 24 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

- 1 平成 26 年 1 月 1 日から平成 26 年 12 月 31 日までの間における附則第 5 項の規定の適用については、同項中「附則第 5 項の規定による給料の額」とあるのは、「附則第 5 項の規定による給料の額」に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額が 5,000 円を超える場合にあっては、5,000 円とする）」とする。
- 2 平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間における附則第 5 項の規定の適用については、同項中「附則第 5 項の規定による給料の額」とあるのは、「附則第 5 項の規定による給料の額」が 10,000 円を超える場合に限り、その超える額」とする。
- 3 平成 28 年 1 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における附則第 5 項の規定の適用については、同項中「附則第 5 項の規定による給料の額」とあるのは、「附則第 5 項の規定による給料の額」が 15,000 円を超える場合に限り、その超える額」とする。

附 則

この規程は、平成 26 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 11 月 25 日から施行する。ただし、第 36 条の 2 の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用し、別表第 1、別表第 1 の 1、別表第 2 及び別表第 11 は平成 26 年 4 月 1 日から適用し、第 56 条第 2 項及び附則第 16 項の規定は、平成 26 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（給料の切替えによる経過措置）

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 29 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第 13 項の表の給料表に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、50 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 50 歳に達した日後における最初に 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.6 を乗じて得た額）を給料として支給する。
 - 二 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
 - 三 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。
- 3 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第 53 条第 4 項（給与規程第 56 条

第４項において準用する場合及び給与規程第64条第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第53条第4項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与規程附則第2項の規定による給料の月額との合計額」とする。

（平成17年改正条例附則第7条の規定による給料との調整）

- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成17年佐賀県条例第72号。（以下「平成17年改正条例」という。）附則第7条の規定による給料の額が、佐賀県医療センター好生館給与規程附則第2条の規定による給料の額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による給料に変えて、平成17年改正条例附則第7条の規定による給料を支給する。

二 附則第2条及び前項の規定により、附則第2条の規定による給料が支給される場合は、平成17年改正条例附則第7条の規定による給料は支給しない。

（平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

- 5 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与規程の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第31条第1項	3万円	3万円を超えない範囲内で理事長が定める割合
第35条第1項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。ただし、別表9については、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。ただし、別表第1、別表第1の1、別表第2については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、別表第1イ、別表第11については、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成31年度までの間における扶養手当支給額に関する特例）

- ２ 平成 29 年度から平成 31 年度までの各年度毎の扶養手当支給額は、第 15 条第 1 項ただし書及び第 16 条の規定に関わらず次のとおりとする。

職員の区分	対象の扶養親族	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
館長	配偶者（第 15 条第 2 項第 1 号）	10,000	6,500	3,500
	子（第 15 条第 2 項第 2 号）	8,000	10,000	10,000
	※配偶者のない職員の場合	10,000	10,000	10,000
	配偶者及び子以外 （第 15 条第 2 項第 3 号～第 6 号）	6,500	6,500	3,500
	※配偶者のない職員の場合	9,000	6,500	3,500
副館長 事務部長 看護部長	配偶者（第 15 条第 2 項第 1 号）	10,000	6,500	3,500
	子（第 15 条第 2 項第 2 号）	8,000	10,000	10,000
	※配偶者のない職員の場合	10,000	10,000	10,000
	配偶者及び子以外 （第 15 条第 2 項第 3 号～第 6 号）	6,500	6,500	3,500
	※配偶者のない職員の場合	9,000	6,500	3,500
上記以外	配偶者（第 15 条第 2 項第 1 号）	10,000	6,500	6,500
	子（第 15 条第 2 項第 2 号）	8,000	10,000	10,000
	※配偶者のない職員の場合	10,000	10,000	10,000
	配偶者及び子以外 （第 15 条第 2 項第 3 号～第 6 号）	6,500	6,500	6,500
	※配偶者のない職員の場合	9,000	6,500	6,500

（平成 31 年度までの間における扶養手当に係る届出に関する特例）

- ３ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条第 1 項ただし書及び第 18 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、第 17 条中「扶養親族（館長にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同条第 1 号中「場合（館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同条中「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 15 条第 2 項第 3 号若しくは第 5 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは
- 「二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第 15 条第 2 項第 3 号
- 三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第１号若しくは第５号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により該当する場合を除く。）

に該当する場合を除く。）

り、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

と、第 18 条第 1 項中「扶養親族（館長に
」

あつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、館長以外の職員から館長となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号若しくは第 7 号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について前条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で前条第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第 2 号中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条第 1 項ただし書及び第 18 条第 2 項第 3 号から第 6 号までの規定は適用せず、第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、第 17 条中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第 1 号中「場合（館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同条第 2 号中「場合及び館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 18 条第 1 項中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長以外の職員となった日」

とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、館長以外の職員から館長となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同条の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第２項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第１号、第２号又は第７号」と、「第１号又は第３号」とあるのは「第１号」と、同項第２号中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- ５ 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、第 15 条第 1 項ただし書並びに第 18 条第 2 項第 3 号及び第 5 号の規定は適用せず、第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、第 17 条中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同条第 1 号中「場合（館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同条第 2 号中「場合及び館長に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、第 18 条第 1 項中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、館長から館長以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同条の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前条の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、館長以外の職員から館長となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るものがないときはその職員が館長となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 2 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（館長にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「副館長、事務部長及び看護部長が館長、副館長、事務部長及び看護部長」とあるのは「館長、副館長、事務部長及び看護部長が館長、副館長、事務部長及び看護部長」と、同項第 6 号中「館長、副館長、事務部長及び看護部長以外のものが副館長、事務部長及び看護部長」とあるのは「副館長、事務部長及び看護部長以外のものが館長、副館長、事務部長及び看護部長」とする。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条、第 39 条ただし書き及び第 51 条の 2 の規定については、医師を除き、平成 29 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

- この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 イ、別表第 11 については、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 56 条第 2 項の規定は、平成 30 年 3 月 31 日までの間「100 分の 90（特定幹部職員にあつては、100 分の 110）」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定幹部職員にあつては、100 分の 105）、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定幹部職員にあつては、100 分の 115）」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当基礎額の特例)

- 2 第 53 条第 3 項及び第 4 項にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の期末手当基礎額は、当分の間、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額に次に掲げる金額を加算した額とする。
 - 一 給料及び扶養手当の月額の合計額に 100 分の 16 を乗じて得た額
 - 二 給料の月額及び給料の月額に 100 分の 16 を乗じて得た額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額（理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に 100 分の 25 を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）（ただし、職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して当該各給料表につき理事長が別に定めるものに限る。）

(勤勉手当基礎額の特例)

- 3 第 56 条第 3 項及び第 4 項にかかわらず、医療職給料表（一）の適用を受ける職員の勤勉手当基礎額は、当分の間、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額に次に掲げる金額を加算した額とする。
 - 一 給料の月額に 100 分の 16 を乗じて得た額
 - 二 前項第 2 号に定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 7 月 1 日に施行し、平成 31 年 4 月 1 日に適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条 2 項、第 56 条 2 項、別表第 1、別表第 1 の 1、別表第 2、別表第 2 の 1 は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和元年 12 月 19 日から施行する。ただし、第 56 条 2 項、別表第 1、別表第 1 の 1、別表第 2、別表第 2 の 1 の改正規定並びに附則第 2 項は平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 56 条第 2 項の規定は、令和 2 年 3 月 31 日までの間、第 56 条第 2 項中「100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115）」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 92.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 112.5）、12 月に支給する場合においては 100 分の 97.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 117.5）」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、第 42 条の 7 及び第 42 条の 8 の規定は令和 2 年 3 月 1 日から、第 53 条第 2 項の規定は令和 2 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当から適用する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 1 日から施行し、第 42 条の 8 の規定は令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 項の規定は令和 2 年 10 月 1 日から、第 42 条の 12 の規定は令和 2 年 6 月 1 日から、第 64 条と第 70 条第 1 項及び第 4 項の規定は令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条の 8 の第 2 項の規定は令和 3 年 1 月 19 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 イ及びホ並びに別表第 9 については、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 第 53 条第 2 項の規定は、令和 4 年 3 月 31 日までの間、「看護部長及び事務部長にあっては 100 分の 100」とあるのは「12 月に支給する場合においては、看護部長及び事務部長にあっては 100 分の 90」と、「医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては 100 分の 70」とあるのは「12 月に支給する場合においては医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては 100 分の 60」と、「その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあっては 100 分の 120」とあるのは「12 月に支給する場合においてはその他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあっては 100 分の 110」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあっては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	570,000 円	342,000 円
2 級	600,000 円	360,000 円

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和４年１２月１日から施行する。ただし、別表第１、別表第１の１、別表第２、別表第２の１及び別表第６のハは令和４年４月１日から適用し、第４２条の１３第２項及び第６４条第５項の規定は令和４年１０月１日から適用する。

（勤勉手当に関する経過措置）

- 第５６条第２項の規定は、令和５年３月３１日までの間、「その他の給料表の適用を受ける職員にあっては勤勉手当基礎額に１００分の１００（看護部長及び事務部長にあっては、１００分の１２０）」とあるのは「１２月に支給する場合においてはその他の給料表の適用を受ける職員にあっては１００分の１０５（看護部長及び事務部長にあっては、１００分の１２５）」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあっては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	1,140,000 円	1,254,000 円
2 級	1,200,000 円	1,320,000 円

（号給の切替え）

- 令和４年４月１日（以下「切替日」という。）において改正前の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）別表第１のハの給料表の適用を受けていた職員の切替日における改正後の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程の規定による号給（以下「新号給」という。）は、切替日において改正前の給与規程の規定によりその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。
- 切替日の翌日から施行日の前日までの間に新たに別表第１のハの給料表の適用を受ける職員として採用された職員の採用の日における新号給は、当該採用の日における旧号給に対応する附則別表の新号給欄に定める号給とする。

附則別表 号給の切替表

旧号給	新号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	2	2	2	2	2	3
2	3	3	3	3	3	4
3	4	4	4	4	5	5
4	5	5	5	5	6	6
5	6	6	6	6	7	7
6	7	7	7	7	8	8
7	8	8	8	8	9	10
8	9	9	9	9	10	11
9	10	10	10	10	11	12
10	11	11	11	11	12	13
11	12	12	12	12	13	14
12	13	13	13	13	15	15
13	14	14	14	14	16	16
14	15	15	15	15	16	17
15	16	16	16	16	18	18
16	17	17	17	17	19	19
17	18	18	18	18	20	20
18	19	19	19	20	21	21
19	20	20	20	21	22	22
20	21	21	21	22	23	23
21	22	22	22	23	24	24
22	23	23	23	24	25	25
23	24	24	24	25	26	26
24	25	25	25	26	27	27
25	26	26	26	27	28	28
26	27	27	27	28	30	29
27	28	28	28	30	31	30
28	29	29	29	31	32	31
29	30	30	30	31	33	32
30	31	31	31	33	34	33
31	32	32	33	34	35	34
32	33	33	34	35	36	35
33	34	34	35	36	37	36
34	35	35	36	37	38	37
35	36	36	37	38	39	39
36	37	37	38	39	40	39

37	38	38	39	40	41	40
38	39	39	40	41	42	42
39	40	40	42	42	43	43
40	41	41	43	43	44	44
41	42	42	44	44	45	45
42	43	43	45	46	46	47
43	44	44	46	47	47	48
44	45	45	47	48	48	49
45	46	46	48	49	49	50
46	47	47	49	50	50	51
47	48	48	50	51	51	52
48	49	49	51	52	52	53
49	50	50	52	53	53	54
50	51	51	53	54	54	55
51	52	52	54	55	56	56
52	53	53	55	56	57	57
53	54	54	56	57	58	60
54	55	56	58	58	60	62
55	56	57	59	59	61	64
56	57	58	60	61	62	66
57	58	59	61	61	64	70
58	58	60	62	63	65	71
59	60	61	63	64	67	72
60	61	62	64	65	68	73
61	62	63	65	66	69	75
62	63	64	66	67	70	76
63	64	66	67	68	71	77
64	65	66	68	69	73	78
65	66	68	69	70	74	80
66	67	69	71	71	75	81
67	68	70	72	72	76	82
68	70	71	73	73	78	82
69	71	72	74	74	79	83
70	72	73	75	75	81	
71	73	74	76	76	82	
72	74	75	77	78	84	
73	75	76	78	79	86	
74	76	77	79	80	87	

75	77	78	80	82	89	
76	79	79	81	84	90	
77	79	81	82	86	91	
78	81	82	83	87	92	
79	82	83	84	89	94	
80	83	84	85	90	94	
81	84	85	86	91	95	
82	85	86	87	92	96	
83	87	87	88	94	98	
84	88	88	90	95	98	
85	88	89	91	97	99	
86	90	90	92	98	100	
87	91	91	93	99	102	
88	92	92	95	100	103	
89	93	93	97	101	103	
90	94	95	99	101	104	
91	95	97	100	103	106	
92	96	99	102	104	107	
93	98	101	103	104	108	
94	99	102	105	105		
95	100	103	107	106		
96	101	104	108	107		
97	102	106	109	108		
98	103	107	110	109		
99	104	108	111	110		
100	105	109	112	111		
101	107	110	113	112		
102	109	112	114	113		
103	112	114	115	114		
104	115	115	116	115		
105	117	117	117	116		
106	119	119	118	117		
107	120	120	119	117		
108	122	123	120	118		
109	122	124	121	119		
110	123	126	122	120		
111	124	127	123	121		
112	125	128	124	122		

113	126	129	125	123		
114	127	131	126			
115	128	132	128			
116	129	133	129			
117	130	134	131			
118	131	135	132			
119	132	136	134			
120	134	136	135			
121	135	137	137			
122	136	138	139			
123	137	138	140			
124	138	139	142			
125	139	140	143			
126	139	141				
127	140	142				
128	142	142				
129	142	143				
130	143	144				
131	144	145				
132	146	145				
133	147	146				
134	148	147				
135	149	148				
136	151	149				
137	152	150				
138	153	151				
139	154	152				
140	155	153				
141	156	154				
142	157	156				
143	159	157				
144	160	158				
145	160	159				
146	161	161				
147	162	162				
148	163	163				
149	164	164				
150	164	166				

151	165	167				
152	166	168				
153	167	169				
154	168					
155	169					
156	170					
157	170					
158	171					
159	172					
160	173					
161	174					
162	174					
163	175					
164	176					
165	177					
166	178					
167	178					
168	179					
169	180					

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年５月８日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年１２月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- この規程は、令和６年２月１３日から施行する。ただし、別表第１、別表第１の１、別表第２、別表第２の１及び別表第１１は令和５年４月１日から適用する。

（期末手当に関する経過措置）

- 第５３条第２項の規定は、令和５年１２月１日から令和６年３月３１日までの間、「看護部長及び事務部長にあっては１００分の１０２.５」とあるのは「１２月に支給する場合においては、看護部長及

び事務部長にあつては 100 分の 105」と、「医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては 100 分の 72.5」とあるのは「12 月に支給する場合においては医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては 100 分の 75」と、「その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては 100 分の 122.5」とあるのは「12 月に支給する場合においてはその他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては 100 分の 125」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	456,000 円	513,000 円
2 級	480,000 円	540,000 円

（勤勉手当に関する経過措置）

- 3 第 56 条第 2 項の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、「その他の給料表の適用を受ける職員にあつては勤勉手当基礎額に 100 分の 102.5（看護部長及び事務部長にあつては、100 分の 122.5）」とあるのは「12 月に支給する場合においてはその他の給料表の適用を受ける職員にあつては 100 分の 105（看護部長及び事務部長にあつては、100 分の 125）」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	1,197,000 円	1,254,000 円
2 級	1,260,000 円	1,320,000 円

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 12 月 2 日から施行し、令和 6 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（給料表の適用に関する経過措置）

- 2 令和 7 年 3 月 31 日以前に別表第 1、別表第 1 の 1、別表第 2、別表第 2 の 2 及び別表第 11（以下「給料表及び初任給調整手当月額表」という。）の適用を受けていた職員にあつては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、改正前の地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）における給料表及び初任給調整手当月額表を適用する。

（扶養手当に関する経過措置）

- ３ 施行日から令和８年３月３１日までの間における第１５条の規定の適用については、同条第２項中「五 重度心身障害者」とあるのは「／五 重度心身障害者／六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）／」とし、第１６条の規定の適用については、同条第１項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「3,500 円」とあるのは「3,500 円」、前条第２項第６号に該当する扶養親族については 3,000 円（事務部長及び看護部長にあつては支給しない）」とする。

（期末手当に関する経過措置）

- ４ 第 53 条第２項の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、「看護部長及び事務部長にあつては 100 分の 105」とあるのは「12 月に支給する場合においては、看護部長及び事務部長にあつては 100 分の 107.5」と、「医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては 100 分の 75」とあるのは「12 月に支給する場合においては医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては 100 分の 77.5」と、「その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては 100 分の 125」とあるのは「12 月に支給する場合においてはその他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあつては 100 分の 127.5」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	484,500 円	541,500 円
2 級	510,000 円	570,000 円

（勤勉手当に関する経過措置）

- ５ 第 56 条第２項の規定は、令和 6 年 12 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、「その他の給料表の適用を受ける職員にあつては勤勉手当基礎額に 100 分の 105（看護部長及び事務部長にあつては、100 分の 125）」とあるのは「12 月に支給する場合においてはその他の給料表の適用を受ける職員にあつては 100 分の 107.5（看護部長及び事務部長にあつては、100 分の 127.5）」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあつては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	1,225,500 円	1,282,500 円
2 級	1,290,000 円	1,350,000 円

（号給の切替え）

- ６ 令和 7 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の給与規程の別表第 1 から別表第 2 の 1 までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における改正後の給与

規程の規定による号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替えの特例）

- ７ 切替日に職務の級を異にして異動する職員及び理事長がこれに準ずると認める職員の切替日における前項の規定の適用については、前項中「同日においてその者が属していた職務の級」とあるのは「その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に属する職務の級」と、「切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日において受けていた号給」とあるのは「その者が切替日の前日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合に受ける号給」とする。

附則別表 号給の切替表

イ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	２ 級	３ 級	４ 級
１	１	１	１
２	１	１	１
３	１	１	１
４	１	１	１
５	１	１	１
６	１	１	１
７	１	１	１
８	１	１	１
９	１	１	１
１０	１	１	１
１１	１	１	１
１２	１	１	１
１３	１	１	１
１４	２	１	１
１５	３	１	１
１６	４	１	１
１７	５	１	１
１８	６	２	１
１９	７	３	１
２０	８	４	１
２１	９	５	１
２２	１０	６	１
２３	１１	７	１

24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7

62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ロ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給				
	３級	４級	５級	６級	７級
１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１
６	２	２	１	１	１
７	３	３	１	１	１
８	４	４	１	１	１
９	５	５	１	１	１
１０	６	６	２	１	１
１１	７	７	３	１	１
１２	８	８	４	１	１
１３	９	９	５	１	１
１４	１０	１０	６	２	１
１５	１１	１１	７	３	１
１６	１２	１２	８	４	１
１７	１３	１３	９	５	１
１８	１４	１４	１０	６	２
１９	１５	１５	１１	７	３
２０	１６	１６	１２	８	４
２１	１７	１７	１３	９	５
２２	１８	１８	１４	１０	６
２３	１９	１９	１５	１１	７
２４	２０	２０	１６	１２	８
２５	２１	２１	１７	１３	９
２６	２２	２２	１８	１４	１０
２７	２３	２３	１９	１５	１１
２８	２４	２４	２０	１６	１２
２９	２５	２５	２１	１７	１３
３０	２６	２６	２２	１８	１４
３１	２７	２７	２３	１９	１５
３２	２８	２８	２４	２０	１６
３３	２９	２９	２５	２１	１７
３４	３０	３０	２６	２２	１８
３５	３１	３１	２７	２３	１９

36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		

74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				

112	108				
113	109				

ハ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18

31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53

66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	58
71	67	67	63	59
72	68	68	64	60
73	69	69	65	61
74	70	70	66	62
75	71	71	67	63
76	72	72	68	64
77	73	73	69	65
78	74	74	70	66
79	75	75	71	67
80	76	76	72	68
81	77	77	73	69
82	78	78	74	70
83	79	79	75	71
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	

101	97	97	93	
102	98	98	94	
103	99	99	95	
104	100	100	96	
105	101	101	97	
106	102	102	98	
107	103	103	99	
108	104	104	100	
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110	110		
115	111	111		
116	112	112		
117	113	113		
118	114	114		
119	115	115		
120	116	116		
121	117	117		
122	118	118		
123	119	119		
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			
130	126			
131	127			
132	128			
133	129			
134	130			
135	131			
136	132			

137	133			
138	134			
139	135			
140	136			
141	137			
142	138			
143	139			

二 研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3

28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11

66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

ホ 事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1

11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	

49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70			
79	75	71	71			
80	76	72	72			
81	77	73	73			
82	78	74	74			
83	79	75	75			
84	80	76	76			
85	81	77	77			
86	82	78	78			

87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

へ 技能労務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新 号 給			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1

8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
10	1	6	6	2
11	1	7	7	3
12	1	8	8	4
13	1	9	9	5
14	1	10	10	6
15	1	11	11	7
16	1	12	12	8
17	1	13	13	9
18	2	14	14	10
19	3	15	15	11
20	4	16	16	12
21	5	17	17	13
22	6	18	18	14
23	7	19	19	15
24	8	20	20	16
25	9	21	21	17
26	10	22	22	18
27	11	23	23	19
28	12	24	24	20
29	13	25	25	21
30	14	26	26	22
31	15	27	27	23
32	16	28	28	24
33	17	29	29	25
34	18	30	30	26
35	19	31	31	27
36	20	32	32	28
37	21	33	33	29
38	22	34	34	30
39	23	35	35	31
40	24	36	36	32
41	25	37	37	33
42	26	38	38	34
43	27	39	39	35
44	28	40	40	36
45	29	41	41	37

46	30	42	42	38
47	31	43	43	39
48	32	44	44	40
49	33	45	45	41
50	34	46	46	42
51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	

84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		
105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		

122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年 3 月 19 日から施行する。ただし、第 53 条第 2 項、第 56 条第 2 項、別表第 1、別表第 1 の 1、別表第 2、別表第 2 の 1 及び別表第 11 は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(期末手当に関する経過措置)

- 2 第 53 条第 2 項の規定は、令和 8 年 3 月 31 日までの間、「看護部長及び事務部長にあっては 100 分の 106.25」とあるのは「看護部長及び事務部長にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 105、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5」と、「医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては 100 分の 76.25」とあるのは「医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 75、12 月に支給する場合においては 100 分の 77.5」と、「その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあっては 100 分の 126.25」とあるのは「その他の給料表（特定職給料表を除く。）の適用を受ける職員（看護部長及び事務部長を除く。）にあっては、6 月に支給する場合においては 100 分の 125、12 月に支給する場合においては 100 分の 127.5」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあっては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	513,000 円	541,500 円
2 級	540,000 円	570,000 円

(勤勉手当に関する経過措置)

- ３ 第 56 条第 2 項の規定は、令和 8 年 3 月 31 日までの間、「100 分の 106.25（看護部長及び事務部長にあっては、100 分の 126.25）」とあるのは「6 月に支給する場合においては 100 分の 105（看護部長及び事務部長にあっては、100 分の 125）、12 月に支給する場合においては 100 分の 107.5（看護部長及び事務部長にあっては、100 分の 127.5）」と読み替えて適用し、特定職給料表の適用を受ける職員にあっては、次の表を用いる。

特定職給料表 職務の級の区分	支給月の区分	
	6 月	12 月
1 級	1,254,000 円	1,282,500 円
2 級	1,320,000 円	1,350,000 円

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 3 項第 2 号は令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表第１ 医療職給料表（第８条第１項関係）

イ 医療職給料表（一）

職務の級	１級	２級	３級	４級
号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
１	305,600	415,600	470,300	566,200
２	307,900	418,300	472,300	572,300
３	310,200	420,900	474,200	577,400
４	312,400	423,300	476,100	582,100
５	314,500	425,600	477,500	586,400
６	318,000	427,800	479,200	590,700
７	321,500	429,800	481,000	594,100
８	324,900	431,900	482,800	597,000
９	328,300	434,000	484,600	599,500
10	331,800	435,500	486,300	601,800
11	335,200	437,000	488,100	
12	338,600	438,500	489,900	
13	342,000	439,900	491,700	
14	345,500	441,300	493,400	
15	348,900	442,800	495,200	
16	352,300	444,200	497,000	
17	355,700	445,500	498,800	
18	358,800	447,000	500,700	
19	362,000	448,400	502,600	
20	365,200	449,800	504,500	
21	368,500	451,100	506,400	
22	371,600	452,600	508,100	
23	374,700	454,000	509,900	
24	377,700	455,400	511,700	
25	380,800	456,800	513,300	
26	383,100	458,200	515,100	
27	385,400	459,500	516,900	
28	387,600	460,900	518,400	
29	389,500	462,300	519,800	
30	391,200	463,600	521,500	
31	392,900	465,000	523,300	

32	394, 700	466, 400	525, 000	
33	396, 400	467, 700	526, 500	
34	398, 200	469, 100	527, 800	
35	399, 800	470, 400	529, 100	
36	401, 100	471, 800	530, 400	
37	402, 500	473, 200	531, 400	
38	403, 900	474, 900	532, 700	
39	405, 300	476, 500	534, 000	
40	406, 700	478, 000	535, 300	
41	408, 200	479, 600	536, 300	
42	408, 900	480, 800	537, 100	
43	409, 500	481, 900	537, 900	
44	410, 100	483, 000	538, 700	
45	410, 900	484, 000	539, 600	
46	411, 500	484, 900	540, 400	
47	412, 100	485, 800	541, 200	
48	412, 600	486, 600	541, 900	
49	413, 100	487, 300	542, 700	
50	413, 500	488, 000	543, 500	
51	414, 000	488, 700	544, 200	
52	414, 400	489, 300	545, 100	
53	414, 800	489, 900	546, 000	
54	415, 100	490, 600	546, 800	
55	415, 400	491, 200	547, 700	
56	415, 800	491, 800	548, 600	
57	416, 100	492, 100	549, 400	
58	416, 500	492, 700	550, 200	
59	416, 800	493, 300	551, 000	
60	417, 200	494, 000	551, 700	
61	417, 600	494, 400	552, 500	
62	417, 900	495, 000	553, 400	
63	418, 200	495, 700	554, 300	
64	418, 500	496, 400	555, 200	
65	418, 800	496, 800	556, 000	
66		497, 400	556, 900	
67		498, 000	557, 800	

68		498, 500	558, 700	
69		499, 000	559, 500	
70		499, 500	560, 400	
71		500, 000	561, 300	
72		500, 500	562, 200	
73		500, 900	563, 000	
74		501, 400		
75		501, 800		
76		502, 200		
77		502, 700		
78		503, 300		
79		503, 800		
80		504, 200		
81		504, 700		
82		505, 300		
83		505, 900		
84		506, 400		
85		506, 900		

ロ 医療職給料表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	203,100	242,300	277,200	296,300	329,600	376,100	427,200
2	205,200	243,600	278,000	297,100	331,000	377,800	429,100
3	207,300	244,900	278,700	297,800	332,400	379,400	431,100
4	209,400	246,200	279,500	298,500	333,900	381,000	432,900
5	211,400	247,400	280,300	299,200	335,300	382,500	434,700
6	213,500	248,500	281,100	299,900	336,900	384,200	436,300
7	215,500	249,500	281,900	300,600	338,400	385,800	437,900
8	217,300	250,400	282,700	301,300	339,900	387,400	439,400
9	219,100	251,500	283,400	302,100	341,300	389,000	440,900
10	221,000	252,700	284,200	302,900	343,000	391,000	442,200
11	223,000	253,800	285,000	303,700	344,500	393,100	443,500
12	225,100	255,000	285,800	304,300	346,000	395,100	444,800
13	226,800	256,200	286,600	304,900	347,400	396,500	446,100
14	228,800	257,400	287,400	306,000	349,000	398,200	447,300
15	231,000	258,600	288,100	307,100	350,500	399,900	448,500
16	233,200	259,700	288,900	308,300	352,000	401,600	449,600
17	235,300	260,700	289,700	309,400	353,600	403,400	450,800
18	236,400	261,700	290,500	310,600	355,200	404,900	451,900
19	237,400	262,900	291,300	311,700	356,800	406,400	453,100
20	238,500	263,900	292,000	313,000	358,300	407,900	454,300
21	239,600	265,000	292,900	314,200	359,600	409,200	455,400
22	240,400	265,900	293,800	315,400	361,100	410,500	456,200
23	241,300	266,700	294,700	316,600	362,600	411,800	456,600
24	242,200	267,500	295,400	317,700	364,200	412,900	457,300
25	243,100	268,300	296,100	318,900	365,600	414,100	457,800
26	244,000	269,100	297,000	320,100	367,100	415,200	458,200
27	244,900	269,900	297,900	321,200	368,600	416,300	458,600
28	245,800	270,700	298,600	322,400	370,000	417,400	459,000
29	246,600	271,400	299,400	323,700	371,400	418,200	459,400
30	247,400	272,300	300,400	324,900	373,100	419,000	459,800
31	248,100	273,100	301,300	326,100	374,500	419,700	460,100
32	248,900	273,900	302,400	327,300	376,000	420,500	460,400
33	249,600	274,700	303,400	328,400	377,200	420,900	460,700

34	250, 200	275, 500	304, 500	329, 500	378, 300	421, 500	461, 000
35	250, 900	276, 100	305, 500	330, 700	379, 500	422, 000	461, 300
36	251, 600	276, 900	306, 400	331, 900	380, 600	422, 400	461, 600
37	252, 400	277, 800	307, 400	333, 200	381, 600	422, 800	461, 900
38	253, 000	278, 600	308, 400	334, 400	382, 400	423, 000	
39	253, 600	279, 400	309, 400	335, 700	383, 400	423, 400	
40	254, 200	280, 100	310, 400	336, 900	384, 500	423, 700	
41	254, 800	280, 800	311, 300	337, 800	385, 500	424, 000	
42	255, 400	281, 600	312, 600	339, 000	386, 500	424, 300	
43	256, 000	282, 500	313, 700	340, 200	387, 500	424, 600	
44	256, 500	283, 200	314, 800	341, 400	388, 400	424, 900	
45	256, 900	283, 900	315, 800	342, 300	389, 200	425, 100	
46	257, 500	284, 700	316, 900	343, 400	390, 000	425, 400	
47	257, 900	285, 500	318, 000	344, 400	390, 900	425, 700	
48	258, 300	286, 200	319, 000	345, 300	391, 700	426, 000	
49	258, 700	286, 900	320, 100	346, 200	392, 200	426, 200	
50	259, 200	287, 600	321, 100	347, 100	393, 100	426, 400	
51	259, 700	288, 200	322, 200	348, 100	393, 900	426, 700	
52	260, 200	288, 900	323, 400	349, 000	394, 700	427, 000	
53	260, 500	289, 600	324, 400	349, 500	395, 100	427, 200	
54	260, 800	290, 200	325, 400	350, 400	395, 800		
55	261, 100	290, 900	326, 400	351, 100	396, 500		
56	261, 400	291, 500	327, 400	352, 000	397, 100		
57	261, 700	292, 300	328, 300	352, 800	397, 500		
58	262, 100	293, 000	329, 300	353, 100	398, 000		
59	262, 400	293, 700	330, 300	353, 500	398, 600		
60	262, 700	294, 300	331, 200	354, 100	399, 200		
61	263, 000	294, 800	332, 100	354, 700	399, 600		
62	263, 300	295, 400	332, 900	355, 400	400, 100		
63	263, 600	296, 100	333, 600	356, 100	400, 600		
64	263, 900	296, 700	334, 200	356, 700	401, 100		
65	264, 200	297, 200	334, 800	357, 400	401, 700		
66	264, 500	297, 800	335, 500	357, 900	402, 200		
67	264, 800	298, 500	336, 100	358, 500	402, 800		
68	265, 100	299, 100	336, 700	359, 100	403, 500		
69	265, 400	299, 700	337, 300	359, 400	404, 000		

70	265, 700	300, 300	337, 500	359, 900	404, 500		
71	266, 000	300, 900	337, 900	360, 300	404, 900		
72	266, 200	301, 500	338, 400	360, 800	405, 300		
73	266, 400	302, 100	339, 000	361, 300	405, 600		
74	266, 700	302, 700	339, 500	361, 800	406, 100		
75	267, 000	303, 100	340, 000	362, 300	406, 500		
76	267, 200	303, 500	340, 400	362, 700	406, 900		
77	267, 400	303, 800	341, 000	363, 100	407, 300		
78	267, 700	304, 100	341, 500	363, 400			
79	268, 000	304, 300	341, 900	363, 600			
80	268, 200	304, 600	342, 400	363, 900			
81	268, 400	304, 900	343, 000	364, 400			
82	268, 700	305, 100	343, 300	364, 700			
83	269, 000	305, 400	343, 500	365, 000			
84	269, 200	305, 700	343, 800	365, 300			
85	269, 400	305, 900	344, 200	365, 700			
86		306, 100	344, 600	366, 000			
87		306, 300	344, 900	366, 300			
88		306, 500	345, 200	366, 600			
89		306, 900	345, 500	367, 000			
90		307, 100	345, 700	367, 300			
91		307, 300	346, 100	367, 500			
92		307, 500	346, 400	367, 800			
93		307, 900	346, 600	368, 100			
94		308, 100	346, 900	368, 500			
95		308, 300	347, 200	368, 900			
96		308, 600	347, 400	369, 300			
97		308, 900	347, 600	369, 800			
98		309, 100	347, 900	370, 200			
99		309, 300	348, 200	370, 600			
100		309, 600	348, 400	371, 000			
101		309, 900	348, 600	371, 500			
102		310, 100	348, 800				
103		310, 300	349, 200				
104		310, 600	349, 400				
105		310, 900	349, 600				

106		311,200	349,900				
107		311,500	350,300				
108		311,800	350,700				
109		312,100	350,900				
110		312,400					
111		312,700					
112		313,000					
113		313,300					
114		313,600					
115		313,900					
116		314,200					
117		314,500					
118		314,800					
119		315,100					
120		315,400					
121		315,700					
122		316,000					
123		316,300					
124		316,600					
125		316,900					
126		317,200					
127		317,500					
128		317,800					
129		318,100					
130		318,400					

ハ 医療職給料表（三）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300

34	270, 700	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400
35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600	448, 700
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300	449, 100
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900	449, 500
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500	449, 900
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100	450, 300
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800	450, 700
64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400	451, 100
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100	451, 500
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600	451, 900
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200	452, 300
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700	452, 700
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100	453, 100
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700	453, 500

71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100	453, 900
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400	
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700	
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200	
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600	
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900	
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200	
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700	
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200	
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600	
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900	
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300	
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800	
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200	
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600	
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	409, 000	
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	409, 400	
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	409, 800	
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	410, 200	
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	410, 600	
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	411, 000	
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	411, 400	
93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000	411, 800	
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500	412, 200	
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000	412, 600	
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500	413, 000	
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100	413, 400	
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600	413, 800	
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100	414, 200	
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500	414, 600	
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100		
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600		
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100		
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600		
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200		
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600		
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100		

108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600		
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200		
110	306, 500	337, 800	372, 400	391, 800		
111	306, 700	338, 100	372, 900	392, 400		
112	307, 000	338, 400	373, 300	393, 000		
113	307, 300	338, 700	373, 700	393, 600		
114	307, 500	339, 100	374, 100	394, 200		
115	307, 800	339, 400	374, 600	394, 800		
116	308, 000	339, 700	375, 100	395, 400		
117	308, 300	339, 900	375, 500	396, 000		
118	308, 500	340, 200	376, 000	396, 600		
119	308, 800	340, 500	376, 500	397, 200		
120	309, 100	340, 700	377, 000			
121	309, 400	340, 900	377, 300			
122	309, 700	341, 200	377, 600			
123	310, 000	341, 500	377, 900			
124	310, 300	341, 800	378, 200			
125	310, 500	342, 000	378, 500			
126	310, 700	342, 300	378, 800			
127	311, 000	342, 600	379, 100			
128	311, 400	342, 800	379, 400			
129	311, 600	343, 000	379, 700			
130	311, 900	343, 200	380, 000			
131	312, 200	343, 500	380, 300			
132	312, 600	343, 700	380, 600			
133	312, 800	344, 000	380, 900			
134	313, 100	344, 400	381, 200			
135	313, 400	344, 800	381, 500			
136	313, 700	345, 200	381, 800			
137	313, 900	345, 500	382, 100			
138	314, 200	345, 900	382, 400			
139	314, 500	346, 300	382, 700			
140	314, 800	346, 700				
141	315, 000	347, 000				
142	315, 300	347, 400				
143	315, 700	347, 700				
144	316, 000	348, 100				

145	316, 200	348, 400				
146	316, 400	348, 800				
147	316, 700	349, 200				
148	317, 000	349, 600				
149	317, 200	349, 900				
150	317, 400	350, 300				
151	317, 700	350, 700				
152	318, 000	351, 100				
153	318, 400	351, 400				
154	318, 600	351, 700				
155	318, 800	352, 000				
156	319, 100	352, 300				
157	319, 400	352, 600				
158	319, 700	352, 900				
159	320, 000	353, 200				
160	320, 300	353, 500				
161	320, 700	353, 800				
162	321, 000	354, 100				
163	321, 300	354, 400				
164	321, 600	354, 700				
165	322, 000	355, 000				
166	322, 300	355, 300				
167	322, 600	355, 600				
168	322, 900	355, 900				
169	323, 300	356, 200				
170	323, 700					
171	324, 100					
172	324, 500					
173	324, 900					
174	325, 300					
175	325, 700					
176	326, 100					
177	326, 500					
178	326, 900					
179	327, 300					
180	327, 700					

備考 この表の適用を受ける職員のうち、令和４年 12 月 1 日前に正職員（職員就業規則第 2

条に定める職員をいう。)として採用され、令和４年１２月１日に在職する者であって、その職務の級が３級、４級、５級である職員（令和４年４月１日において満５５歳以上の者を除く。）の給料月額、この表の額にそれぞれ２,７００円、１,８００円、１,２００円を加算した額とする。

別表第１の１ 研究職給料表（第８条第１項関係）

職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
１	198,200	249,400	342,300	392,400	464,800
２	199,300	253,700	344,400	393,900	475,100
３	200,500	256,500	346,400	395,300	484,900
４	201,700	259,200	348,300	396,700	494,900
５	202,800	261,800	350,100	398,100	504,900
６	205,000	263,600	352,100	399,500	515,000
７	207,100	265,100	354,100	400,800	523,700
８	209,200	266,600	356,000	402,200	531,700
９	211,300	268,100	357,700	403,700	539,600
10	213,400	270,100	359,300	405,200	546,800
11	215,400	272,000	360,800	406,600	552,100
12	217,400	274,000	362,400	408,000	556,700
13	219,400	276,000	364,100	409,300	559,700
14	221,300	278,200	365,100	410,800	561,700
15	223,300	280,400	366,100	412,300	
16	225,100	282,700	367,000	413,900	
17	226,800	284,800	368,100	415,400	
18	228,600	287,100	369,300	417,000	
19	230,400	289,400	370,500	418,600	
20	232,300	291,800	371,700	420,300	
21	234,100	294,200	373,000	421,500	
22	235,900	296,300	374,100	422,900	
23	237,600	298,400	375,100	424,400	
24	239,300	300,400	376,100	425,700	
25	241,000	302,500	377,200	427,000	
26	243,200	304,400	378,200	428,300	
27	245,100	306,300	379,100	429,800	

28	247, 000	308, 200	380, 100	431, 300	
29	248, 900	310, 100	381, 000	432, 500	
30	250, 000	311, 600	381, 800	433, 800	
31	251, 100	313, 200	382, 600	435, 400	
32	252, 300	314, 700	383, 500	436, 900	
33	253, 700	316, 200	384, 200	438, 200	
34	255, 000	317, 700	384, 900	439, 600	
35	256, 400	319, 200	385, 700	441, 000	
36	257, 800	320, 600	386, 500	442, 400	
37	259, 200	322, 000	387, 200	443, 900	
38	260, 700	323, 000	387, 900	445, 300	
39	262, 300	323, 900	388, 700	446, 700	
40	263, 900	324, 700	389, 500	448, 100	
41	265, 300	325, 400	390, 300	449, 200	
42	266, 600	325, 900	391, 500	450, 500	
43	268, 000	326, 400	392, 700	451, 900	
44	269, 400	326, 800	394, 000	453, 200	
45	270, 900	327, 200	394, 700	454, 100	
46	272, 300	327, 700	395, 700	454, 900	
47	273, 500	328, 200	396, 500	455, 800	
48	274, 700	328, 600	397, 200	456, 700	
49	275, 900	329, 000	397, 900	457, 500	
50	277, 000	329, 400	398, 600	458, 300	
51	278, 100	329, 700	399, 200	458, 900	
52	279, 200	330, 200	399, 800	459, 700	
53	280, 200	330, 600	400, 400	460, 100	
54	281, 300	331, 000	401, 100	460, 700	
55	282, 400	331, 400	401, 900	461, 200	
56	283, 400	331, 700	402, 700	461, 700	
57	284, 400	332, 100	403, 400	462, 200	
58	285, 100	332, 400	404, 200		
59	285, 600	332, 900	404, 900		
60	286, 200	333, 200	405, 600		
61	286, 800	333, 600	406, 200		
62	287, 400	334, 100	406, 900		
63	288, 000	334, 700	407, 500		

64	288, 500	335, 200	408, 200		
65	289, 100	335, 600	408, 900		
66	289, 600	336, 200	409, 500		
67	290, 200	336, 700	410, 100		
68	290, 700	337, 300	410, 800		
69	291, 300	337, 800	411, 500		
70	292, 000	338, 300	412, 000		
71	292, 700	338, 800	412, 600		
72	293, 300	339, 400	413, 300		
73	293, 900	339, 900	413, 800		
74	294, 500	340, 600	414, 400		
75	295, 100	341, 300	415, 000		
76	295, 800	342, 000	415, 500		
77	296, 400	342, 700	416, 000		
78	297, 100	343, 300	416, 500		
79	297, 800	344, 000	417, 000		
80	298, 300	344, 700	417, 700		
81	298, 900	345, 400	418, 100		
82	299, 500	346, 100			
83	300, 200	346, 700			
84	300, 800	347, 300			
85	301, 300	347, 800			
86	301, 900	348, 300			
87	302, 700	348, 700			
88	303, 300	349, 100			
89	303, 800	349, 400			
90	304, 400	349, 900			
91	305, 100	350, 200			
92	305, 700	350, 600			
93	306, 300	350, 900			
94	306, 900	351, 200			
95	307, 500	351, 600			
96	308, 100	352, 000			
97	308, 400	352, 500			
98	308, 900	353, 100			
99	309, 500	353, 600			
100	310, 000	354, 100			
101	310, 400	354, 600			

102	310,800	355,100			
103	311,100	355,500			
104	311,500	356,000			
105	311,900	356,400			
106	312,300	356,800			
107	312,800	357,300			
108	313,100	357,700			
109	313,300	358,200			
110	313,700	358,600			
111	314,000	359,000			
112	314,200	359,400			
113	314,500	359,900			
114	314,800	360,300			
115	315,100	360,700			
116	315,400	361,100			
117	315,600	361,600			
118	315,900	362,000			
119	316,100	362,400			
120	316,400	362,900			
121	316,700	363,300			

別表第２ 事務職給料表（第８条第１項関係）

職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級	８ 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500	424,900	476,600
2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100	426,800	481,900
3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800	428,700	486,900
4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400	430,500	491,500
5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000	432,300	495,600
6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800	434,200	499,000
7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300	436,000	501,900
8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900	437,800	504,500
9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300	439,400	506,500
10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900	440,900	
11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500	442,400	

12	213, 700	259, 500	290, 100	328, 100	354, 700	388, 000	444, 000	
13	215, 200	260, 700	291, 100	329, 500	356, 200	389, 900	445, 500	
14	217, 000	261, 900	292, 400	331, 100	357, 900	391, 800	446, 800	
15	218, 700	263, 100	293, 700	332, 700	359, 500	393, 800	448, 100	
16	220, 400	264, 300	294, 900	334, 300	361, 000	395, 600	449, 300	
17	221, 600	265, 400	296, 100	335, 700	362, 400	397, 100	450, 500	
18	223, 200	266, 500	297, 500	337, 400	364, 100	398, 900	451, 800	
19	224, 800	267, 700	298, 700	339, 100	365, 700	400, 600	453, 100	
20	226, 300	268, 800	299, 900	340, 700	367, 300	402, 200	454, 400	
21	227, 900	269, 700	300, 900	342, 100	368, 500	404, 000	455, 600	
22	229, 500	270, 700	302, 100	343, 800	370, 000	405, 400	456, 400	
23	231, 100	271, 700	303, 300	345, 500	371, 500	406, 800	457, 200	
24	232, 700	272, 700	304, 600	347, 100	373, 000	408, 200	458, 000	
25	234, 400	273, 700	305, 900	348, 400	374, 700	409, 600	458, 600	
26	236, 000	274, 600	306, 900	350, 300	376, 500	410, 800	459, 200	
27	237, 400	275, 400	308, 000	352, 000	378, 200	412, 000	459, 800	
28	238, 700	276, 300	309, 000	353, 600	379, 900	413, 100	460, 400	
29	240, 000	277, 200	310, 100	355, 100	381, 300	414, 200	461, 100	
30	241, 100	278, 000	311, 300	356, 700	382, 600	415, 400	461, 900	
31	242, 200	278, 800	312, 400	358, 400	383, 800	416, 500	462, 300	
32	243, 300	279, 500	313, 600	360, 000	385, 200	417, 600	463, 000	
33	244, 400	280, 200	314, 700	361, 700	386, 300	418, 300	463, 600	
34	245, 300	281, 000	316, 000	363, 500	387, 200	419, 000	464, 000	
35	246, 200	281, 800	317, 300	365, 300	388, 300	419, 600	464, 400	
36	247, 300	282, 400	318, 700	367, 100	389, 300	420, 300	464, 800	
37	248, 300	283, 100	319, 900	368, 700	390, 100	420, 900	465, 200	
38	249, 200	283, 900	321, 200	370, 100	391, 000	421, 500	465, 500	
39	250, 100	284, 600	322, 500	371, 500	391, 900	422, 000	465, 800	
40	250, 900	285, 300	323, 800	372, 900	392, 700	422, 400	466, 100	
41	251, 700	286, 000	325, 100	374, 400	393, 500	422, 800	466, 400	
42	252, 400	286, 700	326, 300	375, 200	394, 300	423, 000	466, 700	
43	253, 000	287, 500	327, 700	376, 100	395, 100	423, 400	467, 000	
44	253, 600	288, 200	328, 800	377, 100	395, 800	423, 700	467, 300	
45	254, 300	288, 900	329, 700	378, 100	396, 500	424, 000	467, 600	
46	254, 900	289, 500	331, 000	379, 200	397, 200	424, 300		
47	255, 500	290, 200	332, 300	380, 100	397, 900	424, 600		

48	256, 100	290, 800	333, 600	381, 100	398, 700	424, 900		
49	256, 600	291, 500	334, 700	382, 000	399, 200	425, 100		
50	257, 300	292, 100	336, 000	382, 700	399, 800	425, 400		
51	257, 900	292, 800	337, 200	383, 400	400, 400	425, 600		
52	258, 400	293, 500	338, 500	384, 000	401, 100	425, 900		
53	258, 800	294, 000	339, 800	384, 400	401, 500	426, 100		
54	259, 200	294, 600	340, 800	385, 000	402, 100	426, 400		
55	259, 500	295, 200	341, 900	385, 600	402, 700	426, 700		
56	259, 800	295, 900	343, 000	386, 300	403, 200	427, 000		
57	260, 100	296, 500	343, 700	386, 600	403, 600	427, 200		
58	260, 400	297, 100	344, 600	387, 300	404, 200	427, 500		
59	260, 700	297, 800	345, 300	388, 100	404, 800	427, 800		
60	261, 000	298, 500	346, 100	388, 700	405, 300	428, 000		
61	261, 300	299, 100	346, 900	389, 000	405, 700	428, 200		
62	261, 600	299, 700	347, 300	389, 500	406, 200	428, 500		
63	261, 900	300, 200	347, 900	390, 100	406, 700	428, 800		
64	262, 200	300, 700	348, 600	390, 700	407, 300	429, 000		
65	262, 500	301, 200	349, 400	391, 000	407, 600	429, 200		
66	262, 800	301, 800	350, 100	391, 600	408, 100			
67	263, 100	302, 300	350, 800	392, 300	408, 400			
68	263, 400	302, 900	351, 400	392, 900	408, 800			
69	263, 700	303, 300	351, 900	393, 300	409, 100			
70	264, 000	303, 800	352, 500	393, 800	409, 400			
71	264, 300	304, 300	353, 000	394, 400	409, 700			
72	264, 600	304, 900	353, 600	394, 900	409, 900			
73	264, 900	305, 400	353, 900	395, 400	410, 100			
74	265, 200	305, 800	354, 400	396, 000	410, 400			
75	265, 500	306, 100	354, 700	396, 400	410, 700			
76	265, 800	306, 400	355, 100	396, 700	410, 900			
77	266, 100	306, 600	355, 500	397, 100	411, 100			
78	266, 400	306, 900	356, 000	397, 600	411, 400			
79	266, 700	307, 100	356, 500	398, 100	411, 700			
80	267, 100	307, 500	357, 000	398, 500	411, 900			
81	267, 400	307, 700	357, 300	398, 900	412, 100			
82	267, 700	307, 900	357, 800	399, 400	412, 400			
83	268, 000	308, 200	358, 200	399, 800	412, 700			
84	268, 300	308, 400	358, 600	400, 200	412, 900			
85	268, 600	308, 700	358, 900	400, 500	413, 100			

86	268, 900	308, 900	359, 300	400, 900				
87	269, 200	309, 200	359, 700	401, 300				
88	269, 500	309, 500	360, 100	401, 700				
89	269, 800	309, 800	360, 300	402, 000				
90	270, 100	310, 100	360, 700	402, 400				
91	270, 400	310, 400	361, 100	402, 800				
92	270, 700	310, 700	361, 500	403, 200				
93	271, 000	310, 900	361, 700	403, 500				
94		311, 100	362, 000					
95		311, 400	362, 400					
96		311, 800	362, 700					
97		312, 000	363, 000					
98		312, 300	363, 400					
99		312, 600	363, 800					
100		313, 000	364, 200					
101		313, 200	364, 700					
102		313, 500	365, 100					
103		313, 800	365, 500					
104		314, 100	365, 900					
105		314, 300	366, 400					
106		314, 600	366, 800					
107		314, 900	367, 100					
108		315, 200	367, 400					
109		315, 400	367, 900					
110		315, 700						
111		316, 100						
112		316, 400						
113		316, 600						
114		316, 800						
115		317, 100						
116		317, 600						
117		317, 800						
118		318, 000						
119		318, 300						
120		318, 600						
121		318, 900						
122		319, 100						
123		319, 400						

124		319,700						
125		320,000						

別表第２の１ 技能労務職給料表（第８条第１項関係）

職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	200,200	242,800	263,000	294,500	322,200
2	201,900	243,600	263,900	295,200	323,500
3	203,600	244,400	264,800	295,900	324,800
4	205,300	245,100	265,700	296,400	326,000
5	207,100	245,800	266,700	297,000	326,900
6	208,800	246,500	267,700	297,700	328,200
7	210,400	247,400	268,700	298,300	329,400
8	212,000	248,100	269,600	298,800	330,500
9	213,600	248,900	270,500	299,300	331,500
10	215,100	249,600	271,300	299,900	332,500
11	216,600	250,300	272,000	300,500	333,600
12	218,100	250,900	272,400	300,900	334,700
13	219,500	251,600	273,000	301,300	335,700
14	221,000	252,000	273,400	301,800	336,700
15	222,500	252,500	273,800	302,200	337,900
16	224,000	252,900	274,200	302,500	339,000
17	225,400	253,400	274,600	302,900	340,000
18	226,900	253,800	275,100	303,300	341,100
19	228,300	254,300	275,600	303,700	342,200
20	229,700	254,700	276,200	304,000	343,200
21	231,100	255,000	276,900	304,300	344,200
22	232,100	255,300	277,600	304,700	345,200
23	233,200	255,600	278,200	305,100	346,100
24	234,300	255,900	279,000	305,400	347,100
25	235,300	256,400	279,800	305,700	348,200
26	236,100	257,000	280,500	306,100	349,100
27	237,100	257,400	281,000	306,400	350,100
28	237,900	257,900	281,700	306,800	351,100
29	238,800	258,400	282,500	307,100	352,100
30	239,600	258,900	283,200	307,700	353,100

31	240, 400	259, 300	283, 900	308, 100	354, 100
32	241, 200	259, 700	284, 500	308, 600	355, 000
33	242, 000	260, 000	285, 200	309, 100	355, 900
34	242, 500	260, 500	285, 900	309, 500	356, 800
35	243, 000	261, 000	286, 600	310, 000	357, 600
36	243, 500	261, 400	287, 300	310, 500	358, 600
37	244, 100	261, 800	287, 900	311, 000	359, 500
38	244, 600	262, 300	288, 600	311, 600	360, 500
39	245, 100	262, 700	289, 200	312, 200	361, 500
40	245, 600	263, 100	289, 700	312, 900	362, 400
41	246, 100	263, 500	290, 100	313, 400	363, 300
42	246, 400	263, 900	290, 600	313, 900	364, 200
43	246, 700	264, 400	291, 000	314, 500	365, 100
44	247, 200	264, 700	291, 400	315, 000	365, 900
45	247, 600	265, 000	291, 900	315, 500	366, 700
46	248, 000	265, 400	292, 400	316, 000	367, 500
47	248, 400	265, 800	292, 900	316, 600	368, 400
48	248, 800	266, 100	293, 200	317, 200	369, 100
49	249, 100	266, 500	293, 600	317, 900	369, 800
50	249, 400	266, 900	294, 000	318, 600	370, 600
51	249, 700	267, 300	294, 400	319, 300	371, 400
52	250, 000	267, 600	294, 900	320, 000	372, 000
53	250, 200	268, 000	295, 200	320, 600	372, 700
54	250, 500	268, 300	295, 600	321, 300	373, 300
55	250, 800	268, 600	296, 100	321, 900	374, 000
56	251, 100	269, 000	296, 600	322, 500	374, 700
57	251, 300	269, 300	297, 000	323, 100	375, 300
58	251, 600	269, 600	297, 700	323, 800	375, 800
59	251, 900	269, 900	298, 200	324, 500	376, 300
60	252, 100	270, 200	298, 800	325, 100	376, 800
61	252, 300	270, 500	299, 400	325, 600	377, 200
62	252, 600	270, 800	299, 900	326, 100	
63	252, 900	271, 100	300, 500	326, 700	
64	253, 100	271, 400	301, 000	327, 300	
65	253, 300	271, 600	301, 500	328, 000	
66	253, 600	271, 900	302, 000	328, 400	
67	253, 900	272, 200	302, 500	328, 800	
68	254, 100	272, 400	303, 000	329, 300	

69	254, 300	272, 600	303, 400	329, 600	
70	254, 600	272, 900	303, 800	330, 100	
71	254, 900	273, 200	304, 200	330, 600	
72	255, 100	273, 400	304, 600	331, 000	
73	255, 300	273, 600	305, 000	331, 200	
74	255, 600	273, 900	305, 300	331, 500	
75	255, 900	274, 200	305, 700	331, 700	
76	256, 100	274, 400	306, 100	332, 000	
77	256, 300	274, 600	306, 500	332, 300	
78	256, 600	274, 900	306, 900	332, 600	
79	257, 000	275, 200	307, 400	332, 900	
80	257, 200	275, 400	307, 800	333, 100	
81	257, 400	275, 600	308, 100	333, 300	
82	257, 700	275, 900	308, 600	333, 600	
83	257, 900	276, 200	309, 000	333, 900	
84	258, 200	276, 400	309, 500	334, 100	
85	258, 400	276, 600	309, 800	334, 300	
86	258, 600	276, 800	310, 300	334, 500	
87	258, 900	277, 200	310, 800	334, 800	
88	259, 200	277, 500	311, 100	335, 100	
89	259, 400	277, 700	311, 500	335, 300	
90	259, 700	277, 900	312, 000	335, 600	
91	260, 000	278, 200	312, 500	335, 900	
92	260, 200	278, 400	313, 000	336, 100	
93	260, 400	278, 700	313, 300	336, 300	
94	260, 700	279, 000	313, 700	336, 600	
95	261, 000	279, 300	314, 100	336, 900	
96	261, 200	279, 500	314, 600	337, 100	
97	261, 400	279, 700	315, 000	337, 300	
98	261, 700	280, 000	315, 400		
99	262, 000	280, 200	315, 700		
100	262, 200	280, 500	316, 000		
101	262, 400	280, 700	316, 300		
102	262, 700	280, 900	316, 700		
103	263, 000	281, 200	317, 000		
104	263, 200	281, 500	317, 500		
105	263, 400	281, 700	317, 800		
106		281, 900	318, 200		

107		282,200	318,600		
108		282,400	318,800		
109		282,700	319,000		
110		283,000	319,300		
111		283,300	319,600		
112		283,500	319,800		
113		283,700	320,000		
114		284,000	320,300		
115		284,200	320,600		
116		284,400	320,800		
117		284,700	321,000		
118		285,000	321,300		
119		285,300	321,600		
120		285,500	321,800		
121		285,700	322,000		
122		285,900	322,300		
123		286,200	322,600		
124		286,500	322,800		
125		286,700	323,000		
126		286,900	323,300		
127		287,300	323,600		
128		287,600	323,800		
129		287,800	324,000		
130		288,000			
131		288,300			
132		288,600			
133		288,800			
134		289,000			
135		289,300			
136		289,600			
137		289,800			

別表第２の２ 特定職給料表（第８条第１項関係）

級	給料月額
	円
１	1,140,000
２	1,200,000

別表第３ 級別標準職務表（第８条第３項関係）

イ 医療職基本給表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	医師の職務
2 級	医師の職務
3 級	医師、医長、部長、Medical Link Office Director の職務
4 級	医長、部長、Medical Link Office Director の職務

備考

- 1 本表は、それぞれの職務の級に分類されている職務をその職務の級より下位の職務の級に分類されているものとして適用することができる。
- 2 特別の事情により本表の職務の級の分類によることができない場合は、理事長の承認を得て、職務の級を決定することができる。
- 3 当分の間、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館職員人事規則（平成 22 年規則第 7 号）附則第 2 項の規定により同規則第 2 条第 2 項別表によらない職員に係る職務の級の分類については、佐賀県職員の例により理事長が別に定める。
- 4 前 3 項の規定は、以下の級別標準職務表において同様とする。

ロ 医療職基本給表（二）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	・臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、歯科衛生士の職務
2 級	・薬剤師の職務 ・臨床検査技師、診療放射線技師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士、歯科衛生士の職務 ・臨床心理士の職務
3 級	・薬剤師、副主任薬剤師の職務 ・副主任臨床検査技師、副主任診療放射線技師、副主任管理栄養士、副主任理学療法士、副主任作業療法士、副主任言語聴覚士、副主任臨床工学技士、副主任視能訓練士、副主任歯科衛生士、副主任臨床心理士の職務 ・主任臨床検査技師、主任診療放射線技師、主任管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任臨床工学技士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、主任臨床心理士の職務
4 級	・副主任薬剤師、主任薬剤師の職務 ・主任臨床検査技師、主任診療放射線技師、主任管理栄養士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、主任臨床工学技士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、主任臨床心理士の職務 ・副臨床検査技師長、副放射線技師長、副栄養管理長、副リハビリ技師長、副臨床工学技師長、副視能訓練士長、副歯科衛生士長、副臨床心理士長の職務

５級	・主任薬剤師、副薬剤部長の職務 ・副臨床検査技師長、副放射線技師長、副栄養管理長、副リハビリ技士長、副臨床工学技士長、副視能訓練士長、副歯科衛生士長、副臨床心理士長の職務 ・臨床検査技師長、放射線技師長、栄養管理長、リハビリ技士長、臨床工学技士長、視能訓練士長、歯科衛生士長、臨床心理士長の職務
６級	・薬剤部長の職務 ・臨床検査技師長、放射線技師長、栄養管理長、リハビリ技士長、臨床工学技士長、視能訓練士長、歯科衛生士長、臨床心理士長の職務
７級	・薬剤部長の職務

ハ 医療職基本給表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	准看護師の職務
２級	看護師、助産師、保健師、講師の職務
３級	看護師、助産師、保健師、副看護師長、講師、教員の職務
４級	副看護師長、看護師長、教員、主任教員、教務主任、教務部長の職務
５級	看護師長、副看護部長、主任教員、教務主任、教務部長、副学院長の職務
６級	看護部長、副館長の職務

ニ 研究職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	技師（研究員）の職務
２級	技師（研究員）の職務
３級	特別研究員の職務
４級	副所長、部長、専門研究員の職務
５級	所長の職務

ホ 事務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	主事、技師の職務
２級	主事、技師の職務
３級	副主査、主査、係長の職務
４級	主査、係長、室長補佐、課長補佐、室長、課長の職務
５級	室長補佐、課長補佐、室長、課長の職務
６級	副事務部長の職務
７級	副事務部長、事務部長の職務
８級	事務部長の職務

へ 技能労務職基本給表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	調理員、調理師、栄養士、ナースエイドの職務
２級	調理員、調理師、栄養士、副主任調理師、副主任栄養士、ナースエイドの職務
３級	副主任調理師、副主任栄養士、主任調理師、主任栄養士、副主任ナースエイドの職務
４級	主任調理師、主任栄養士、調理長、主任ナースエイドの職務
５級	調理長、ナースエイド長の職務

ト 特定職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
１級	副館長の職務
２級	館長の職務

別表第４ 初任給基準表（第９条第２項関係）

イ 医療職基本給表（一）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
医師	博士課程修了	１級 ２５号給
	大学６卒	１級 １号給

ロ 医療職基本給表（二）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
薬剤師	大学６卒	２級 １５号給
	大学卒	２級 １号給
診療放射線技師	大学卒	２級 １号給
	短大３卒	１級 １７号給
臨床検査技師	大学卒	２級 １号給
	短大３卒	１級 １７号給
管理栄養士	大学卒	２級 １号給
	短大卒	１級 １１号給
臨床工学技士	大学卒	２級 １号給
	短大３卒	１級 １７号給
理学療法士 作業療法士	大学卒	２級 １号給
	短大３卒	１級 １７号給
視能訓練士	大学卒	２級 １号給
	短大３卒	１級 １７号給
言語聴覚士	大学卒	２級 １号給
	短大３卒	１級 １７号給
臨床心理士	修士課程修了	２級 ９号給
歯科衛生士	大学卒	２級 １号給
	短大３卒	１級 １７号給
	短大２卒	１級 １１号給

ハ 医療職基本給表（三）初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
保健師 助産師	大学卒	２級 １２号給
	短大３卒	２級 ６号給
看護師	短大３卒	２級 ６号給
	短大２卒	２級 ２号給
准看護師	准看護師養成所卒	１級 ２号給

備考

- 学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所（平成 13 年法律第 153 号による改正前の保健

- 師助産師看護師法第 22 条第 1 号又は第 2 号に規定する学校又は養成所を含む。) の卒業を示す。
- 2 准看講師の業務に 3 年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第 21 条第 3 号の規定に該当した者で助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては 2 級 16 号給、「短大 2 卒」にあつては 2 級 10 号給とする。

ニ 研究職基本給表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		2 級 1 号給
	短期大学卒業程度		1 級 1 5 号給
	高等学校卒業程度		1 級 5 号給
その他		高校卒	1 級 1 号給

ホ 事務職基本給表初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の試験	I 類	大卒程度	1 級 2 5 号給
	II 類	短大卒程度	1 級 1 5 号給
	III 類	高校卒業程度	1 級 5 号給

ヘ 技能労務職基本給表初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
栄養士	短大卒	1 級 1 3 号給
調理師	高校卒	1 級 1 号給
調理員		1 級 1 号給から 1 級 1 7 号給まで
ナースエイド	高校卒	1 級 1 号給

別表第５ 学歴免許等資格区分表（第９条第２項関係）

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
大学卒	博士課程修了	- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学院博士課程の修了 - 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	修士課程修了	- 学校教育法による大学院修士課程の修了 - 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	大学 6 卒	- 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第 85 条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業 - 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学専攻科卒	- 学校教育法による 4 年制の大学の専攻科の卒業 - 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	大学 4 卒	- 学校教育法による 4 年制の大学の卒業 - 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業 - 独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学校（旧国立看護大学校）の卒業 - 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業 - 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
短大卒	短大 3 卒	- 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 - 学校教育法による 2 年制の短期大学の専攻科の卒業 - 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 - 診療放射線技師法（昭和 26 年法律第 226 号）による診療放射線技師学校又は診療放射線技師養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業 - 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和 33 年法律第 76 号）による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業

	6. 臨床工学技士法（昭和 62 年法律第 60 号）による臨床工学技士学校又は臨床工学技士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業 7. 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）による理学療法士学校、理学療法士養成施設、作業療法士学校又は作業療法士養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業 8. 視能訓練士法（昭和 46 年法律第 64 号）による視能訓練士学校又は視能訓練士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの又は「短大 2 卒」を入学資格とする修業年限 1 年以上のものに限る。）の卒業 9. 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第 33 条第 3 号の規定に基づき厚生労働省令（平成 10 年厚令第 74 号）で定める学校、文教研修施設若しくは養成所における 1 年（高等専門学校にあっては、4 年）以上の修業を入学資格とする修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業 10. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号。以下「あん摩マッサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年のものに限る。）の卒業 11. 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業 12. 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限 3 年以上のものに限る。）の卒業 13. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
短大 2 卒	1. 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 2. 学校教育法による高等専門学校の卒業 3. 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる

		修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 4. 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項の規定による栄養士の養成施設（「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 5. 平成 16 年文部科学省・厚生労働省令第 5 号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 6. 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）による歯科技工士学校又は歯科技工士養成所（いずれも「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 7. あん摩マッサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限５年のものに限る。）の卒業 8. 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護養成所の進学課程（同法第 21 条第 3 号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業 9. 児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 13 条第 1 項第 1 号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設（「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限２年以上のものに限る。）の卒業 10. 海上保安学校本科の修業年限２年の課程の卒業 11. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	短大 1 卒	1. 海上保安学校本科の修業年限１年の課程の卒業 2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
高校卒	高校専攻科卒	1. 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	高校 3 卒	1. 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
	高校 2 卒	1. 保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
中学卒	中学卒	1. 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第 76 条 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了

		2. 上記に相当すると理事長が認める学歴免許等の資格
--	--	----------------------------

別表第６ 昇格時号給対応表（第１０条関係）

イ 医療職給料表（一）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給		
	２級	３級	４級
１	１	１	１
２	１	１	１
３	１	１	１
４	１	１	１
５	１	１	１
６	１	１	１
７	１	１	１
８	１	１	１
９	１	１	１
１０	１	１	１
１１	１	１	１
１２	１	１	１
１３	１	１	１
１４	１	１	１
１５	１	１	１
１６	１	１	１
１７	１	１	１
１８	１	１	１
１９	１	１	１
２０	１	１	１
２１	１	１	１
２２	１	２	１
２３	１	３	１
２４	１	４	２
２５	１	５	２
２６	１	６	２
２７	１	７	３
２８	１	８	３
２９	１	９	３
３０	１	１０	３
３１	１	１１	４
３２	１	１２	４
３３	１	１３	４
３４	２	１４	５
３５	３	１５	５
３６	４	１６	５
３７	５	１７	５
３８	６	１８	５
３９	７	１９	５
４０	８	２０	５
４１	９	２１	５
４２	１０	２１	５
４３	１１	２２	５
４４	１２	２２	５

45	13	23	5
46	13	23	5
47	13	24	5
48	14	24	5
49	14	25	5
50	14	25	5
51	14	26	5
52	15	26	5
53	15	27	5
54	15	27	5
55	15	28	5
56	16	28	5
57	16	29	5
58	16	29	5
59	16	29	5
60	17	30	5
61	17	30	5
62	17	30	5
63	18	31	5
64	18	31	5
65	19	31	5
66		32	5
67		32	5
68		32	5
69		32	5
70		32	5
71		33	5
72		33	5
73		33	5
74		33	
75		33	
76		34	
77		34	
78		34	
79		34	
80		34	
81		35	
82		35	
83		35	
84		35	
85		35	

備考 昇格後の号給欄中「２級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。（以下ロからニの表まで同じ。）

ロ 医療職給料表（二）昇格時号給対応表

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給					
	２級	３級	４級	５級	６級	７級
１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１
６	１	１	１	１	１	１
７	１	１	１	１	１	１
８	１	１	１	１	１	１
９	１	１	１	１	１	１
１０	１	１	１	１	１	１
１１	１	１	１	１	１	１
１２	１	１	１	１	１	１
１３	１	１	１	１	１	１
１４	１	１	２	１	１	１
１５	１	１	３	１	１	１
１６	１	１	４	１	１	１
１７	１	１	５	１	１	１
１８	１	１	６	１	１	１
１９	１	１	７	１	１	１
２０	１	１	８	１	１	１
２１	１	１	９	１	１	１
２２	２	２	１０	１	２	２
２３	３	３	１１	１	３	３
２４	４	４	１２	２	４	４
２５	５	５	１３	３	５	５
２６	６	６	１４	４	６	５
２７	７	７	１５	５	７	６
２８	８	８	１６	６	８	６
２９	９	９	１７	７	９	７
３０	１０	１０	１８	８	１０	７
３１	１１	１１	１９	９	１１	８
３２	１２	１２	２０	１０	１２	８
３３	１３	１３	２１	１１	１３	９
３４	１４	１４	２２	１２	１４	９
３５	１５	１５	２３	１３	１５	９
３６	１６	１６	２４	１４	１６	９

37	17	17	25	15	17	9
38	18	18	26	16	18	9
39	19	19	27	17	18	10
40	20	20	28	18	19	10
41	21	21	29	19	19	10
42	21	22	30	20	19	10
43	22	23	31	21	20	10
44	22	24	32	22	20	10
45	23	25	33	23	21	11
46	23	26	34	23	21	11
47	24	27	35	24	21	11
48	24	28	36	24	22	11
49	25	29	37	25	23	11
50	26	30	38	25	23	11
51	27	31	39	26	24	12
52	28	32	40	26	24	12
53	29	33	41	27	25	12
54	29	34	42	27	25	
55	30	35	43	28	25	
56	30	36	44	28	25	
57	31	37	45	29	25	
58	31	38	46	29	25	
59	32	39	47	30	25	
60	32	40	48	30	25	
61	33	41	49	30	25	
62	33	42	50	30	26	
63	34	43	51	30	26	
64	34	44	52	31	26	
65	35	45	53	31	26	
66	35	46	54	31	27	
67	36	47	55	32	27	
68	36	48	56	32	27	
69	37	49	57	32	27	
70	37	49	57	33	27	
71	38	50	58	33	27	
72	38	50	58	33	27	
73	39	51	59	34	27	
74	39	51	59	34	27	
75	40	52	60	34	27	

76	40	52	60	34	27	
77	41	53	61	34	27	
78	41	53	61	34		
79	41	53	62	34		
80	42	54	62	34		
81	42	54	63	35		
82	42	54	63	35		
83	43	55	64	35		
84	43	55	64	35		
85	43	55	65	35		
86		56	66	36		
87		56	67	36		
88		56	68	36		
89		56	69	36		
90		56	69	36		
91		57	70	37		
92		57	70	37		
93		57	70	37		
94		57	70	37		
95		57	70	37		
96		58	70	38		
97		58	70	38		
98		58	70	38		
99		58	70	38		
100		58	70	38		
101		59	70	39		
102		59	70			
103		59	70			
104		59	70			
105		59	70			
106		60	70			
107		60	70			
108		60	70			
109		60	70			
110		60				
111		61				
112		61				
113		61				
114		61				

115		61				
116		62				
117		62				
118		62				
119		62				
120		62				
121		63				
122		63				
123		63				
124		63				
125		63				
126		64				
127		64				
128		64				
129		64				
130		64				

ハ 医療職給料表（三）昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給				
	２級	３級	４級	５級	６級
１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１
６	１	１	１	１	１
７	１	１	１	１	１
８	１	１	１	１	１
９	１	１	１	１	１
１０	１	１	１	１	１
１１	１	１	１	１	１
１２	１	１	１	１	１
１３	１	１	１	１	１
１４	１	１	２	１	１
１５	１	１	３	１	１
１６	１	１	４	１	１
１７	１	１	５	１	１
１８	２	１	６	１	１
１９	３	１	７	１	１
２０	４	１	８	１	１
２１	５	１	９	１	１
２２	６	１	１０	２	１
２３	７	１	１１	３	１
２４	８	１	１２	４	１
２５	９	１	１３	５	１
２６	１０	１	１４	６	２
２７	１１	１	１５	７	３
２８	１２	１	１６	８	４
２９	１３	１	１７	９	５
３０	１４	２	１８	１０	６
３１	１５	３	１９	１１	７
３２	１６	４	２０	１２	８
３３	１７	５	２１	１３	９
３４	１８	６	２２	１４	１０
３５	１９	７	２３	１５	１１
３６	２０	８	２４	１６	１２

37	21	9	25	17	13
38	22	10	26	18	14
39	23	11	27	19	15
40	24	12	28	20	16
41	25	13	29	21	17
42	26	14	30	22	17
43	27	15	31	23	18
44	28	16	32	24	18
45	29	17	33	25	19
46	30	18	34	26	19
47	31	19	35	27	20
48	32	20	36	28	20
49	33	21	37	29	21
50	34	22	38	30	21
51	35	23	39	31	22
52	36	24	40	32	22
53	37	25	41	33	23
54	38	26	42	34	23
55	39	27	43	35	24
56	40	28	44	36	24
57	41	29	45	37	25
58	41	30	46	38	25
59	42	31	47	39	26
60	42	32	48	40	26
61	43	33	49	41	27
62	43	34	50	42	27
63	44	35	51	43	28
64	44	36	52	44	28
65	45	37	53	45	29
66	46	38	54	45	29
67	47	39	55	46	29
68	48	40	56	46	29
69	49	41	57	47	29
70	50	42	58	47	29
71	51	43	59	48	30
72	52	44	60	48	30
73	53	45	61	49	30
74	54	46	62	50	30
75	55	47	63	51	30

76	56	48	64	52	30
77	57	49	65	53	31
78	58	50	66	53	31
79	59	51	67	54	31
80	60	52	68	54	31
81	61	53	69	55	31
82	62	54	70	55	31
83	63	55	71	56	32
84	64	56	72	56	32
85	65	57	73	57	32
86	65	58	74	57	32
87	66	59	75	58	32
88	66	60	76	58	32
89	67	61	77	59	33
90	67	62	78	59	33
91	68	63	79	60	33
92	68	64	80	60	33
93	69	65	81	60	33
94	70	66	81	60	34
95	71	67	82	61	34
96	72	68	82	61	34
97	73	69	83	61	34
98	74	70	83	61	34
99	75	71	84	62	34
100	76	72	84	62	34
101	77	73	85	62	
102	77	74	86	62	
103	78	75	87	63	
104	78	76	88	63	
105	79	77	88	63	
106	79	77	88	63	
107	80	77	89	64	
108	80	78	89	64	
109	81	78	89	65	
110	81	78	90	65	
111	81	79	90	66	
112	81	79	90	66	
113	81	79	91	66	
114	82	80	91	67	

115	82	80	91	67	
116	82	80	92	67	
117	82	81	92	68	
118	82	81	92	68	
119	83	81	93	68	
120	83	81	93		
121	83	82	93		
122	83	82	94		
123	83	82	94		
124	84	82	94		
125	84	83	95		
126	84	83	95		
127	84	83	95		
128	84	83	96		
129	85	84	96		
130	85	84	96		
131	85	84	97		
132	86	84	97		
133	86	85	97		
134	86	85	98		
135	87	85	98		
136	87	86	98		
137	87	86	99		
138	88	86	99		
139	88	86	99		
140	88	86			
141	89	87			
142	89	87			
143	89	87			
144	89	87			
145	90	87			
146	90	88			
147	90	88			
148	90	88			
149	91	88			
150	91	88			
151	91	89			
152	91	89			
153	92	89			

154	92	89			
155	92	89			
156	92	90			
157	93	90			
158	93	90			
159	93	90			
160	94	90			
161	94	91			
162	94	91			
163	95	91			
164	95	91			
165	95	91			
166	96	92			
167	96	92			
168	96	92			
169	97	92			
170	97				
171	97				
172	98				
173	98				
174	98				
175	99				
176	99				
177	99				
178	100				
179	100				
180	100				

二 研究職昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	2
14	1	1	1	2
15	1	1	1	2
16	1	1	1	2
17	1	1	1	2
18	1	1	1	2
19	1	1	1	2
20	1	1	1	3
21	1	1	1	3
22	1	1	1	3
23	1	1	1	3
24	1	1	1	3
25	1	1	1	3
26	2	1	2	3
27	3	1	3	4
28	4	1	4	4
29	5	1	5	4
30	6	1	6	4
31	7	1	7	4
32	8	1	8	4
33	9	1	9	4
34	10	1	10	5
35	11	1	11	5

36	12	1	12	5
37	13	1	12	5
38	14	1	13	5
39	15	1	13	5
40	16	1	14	5
41	17	1	14	6
42	17	1	15	6
43	18	1	16	6
44	18	2	17	6
45	19	3	18	6
46	19	4	18	6
47	20	5	19	6
48	20	6	19	6
49	21	7	19	6
50	22	8	20	7
51	23	8	20	7
52	24	8	20	7
53	25	8	21	7
54	25	8	21	7
55	26	9	21	7
56	26	9	22	7
57	27	9	22	7
58	27	10	23	
59	28	10	23	
60	28	10	23	
61	29	11	24	
62	29	11	24	
63	29	12	24	
64	30	12	25	
65	30	13	25	
66	30	13	25	
67	31	14	26	
68	31	14	26	
69	31	15	26	
70	32	15	27	
71	32	15	27	
72	32	16	28	
73	33	16	28	

74	33	16	28	
75	34	17	28	
76	34	17	28	
77	35	17	28	
78	35	18	28	
79	36	18	28	
80	36	18	28	
81	37	19	28	
82	37	20		
83	38	21		
84	38	22		
85	39	22		
86	39	22		
87	40	22		
88	40	22		
89	41	23		
90	42	23		
91	43	23		
92	44	23		
93	45	24		
94	49	24		
95	50	24		
96	50	24		
97	51	25		
98	51	25		
99	52	25		
100	52	25		
101	53	26		
102	53	26		
103	54	26		
104	54	27		
105	55	27		
106	55	27		
107	56	27		
108	56	27		
109	57	28		
110	57	28		
111	57	28		

112	58	28		
113	58	28		
114	58	29		
115	59	29		
116	59	29		
117	59	29		
118	60	29		
119	60	30		
120	60	30		
121	61	30		

ホ 事務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給						
	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１	１
６	１	１	１	１	１	１	１
７	１	１	１	１	１	１	１
８	１	１	１	１	１	１	１
９	１	１	１	１	１	１	１
１０	１	１	１	２	１	１	１
１１	１	１	１	３	１	１	１
１２	１	１	１	４	２	１	１
１３	１	１	１	５	３	１	２
１４	１	１	１	６	４	１	２
１５	１	１	１	７	５	１	２
１６	１	１	１	８	６	１	２
１７	１	１	１	９	７	１	２
１８	１	１	１	１０	８	２	３
１９	１	１	１	１１	９	３	３
２０	１	１	１	１２	１０	４	３
２１	１	１	１	１３	１１	５	３
２２	１	２	１	１４	１２	５	４
２３	１	３	１	１５	１３	６	４
２４	１	４	２	１６	１４	６	４
２５	１	５	３	１７	１５	７	４
２６	１	６	４	１８	１６	７	４
２７	１	７	５	１９	１７	８	４
２８	１	８	６	２０	１８	８	４
２９	１	９	７	２１	１９	９	５
３０	１	１０	８	２２	２０	９	５
３１	１	１１	９	２３	２１	１０	５
３２	１	１２	１０	２４	２２	１０	５
３３	１	１３	１１	２５	２３	１１	５
３４	２	１４	１２	２６	２４	１１	５
３５	３	１５	１３	２７	２５	１２	５
３６	４	１６	１４	２８	２６	１２	５

37	5	17	15	29	27	13	5
38	6	18	16	30	28	13	5
39	7	19	17	31	29	13	5
40	8	20	18	32	30	13	5
41	9	21	19	33	31	14	5
42	10	22	20	34	32	14	5
43	11	23	21	35	32	14	5
44	12	24	22	36	33	14	5
45	13	25	23	37	34	15	5
46	14	26	24	38	34	15	
47	15	27	25	39	35	15	
48	16	28	26	40	36	15	
49	17	29	27	41	36	15	
50	18	30	28	42	37	15	
51	19	31	29	43	37	15	
52	20	32	30	44	38	15	
53	21	33	31	45	38	15	
54	21	33	32	46	38	15	
55	22	34	33	47	38	15	
56	22	34	34	48	38	15	
57	23	35	35	49	38	15	
58	23	35	35	50	38	15	
59	24	36	35	51	38	15	
60	24	36	35	52	39	15	
61	25	37	35	53	39	15	
62	25	38	35	53	39	15	
63	26	39	36	53	39	15	
64	26	40	36	53	39	15	
65	27	41	36	53	39	15	
66	27	41	37	54	39		
67	28	42	37	54	40		
68	28	42	37	54	40		
69	29	43	38	54	40		
70	29	43	38	55	41		
71	29	44	38	55	41		
72	30	44	39	56	41		
73	30	45	39	57	41		
74	30	45	39	57	41		
75	31	45	40	58	41		

76	31	45	40	58	41		
77	31	45	40	59	41		
78	32	46	40	59	41		
79	32	46	40	60	41		
80	32	46	40	61	41		
81	33	46	41	62	41		
82	33	46	41	63	41		
83	34	47	41	64	41		
84	34	47	41	65	41		
85	35	47	42	66	41		
86	35	47	42	67			
87	36	47	42	68			
88	36	48	42	69			
89	37	48	43	70			
90	37	48	43	71			
91	38	48	43	72			
92	38	48	43	73			
93	39	49	43	74			
94		49	43				
95		49	43				
96		49	44				
97		49	44				
98		50	44				
99		50	44				
100		50	44				
101		50	44				
102		50	44				
103		51	45				
104		51	45				
105		51	45				
106		51	45				
107		51	45				
108		52	45				
109		52	45				
110		52					
111		52					
112		52					
113		52					
114		52					

115		52					
116		52					
117		53					
118		53					
119		53					
120		53					
121		53					
122		53					
123		53					
124		53					
125		53					

へ 技能労務職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	２級	３級	４級	５級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	2	1	1
15	1	3	1	1
16	1	4	1	1
17	1	5	1	1
18	1	6	1	1
19	1	7	1	1
20	1	8	1	1
21	1	9	1	1
22	2	10	1	1
23	3	11	1	2
24	4	12	1	2
25	5	13	1	3
26	6	13	1	3
27	7	14	1	4
28	8	14	1	4
29	9	15	1	5
30	10	15	2	6
31	11	16	3	7
32	12	16	4	8
33	13	17	5	9
34	14	18	6	9
35	15	19	7	10

36	16	20	8	10
37	17	21	9	11
38	18	22	10	11
39	19	23	11	12
40	20	24	12	12
41	21	25	13	13
42	22	26	14	13
43	23	27	15	14
44	24	28	16	14
45	25	29	17	15
46	26	29	18	15
47	27	30	19	16
48	28	30	20	16
49	29	31	21	17
50	30	31	22	17
51	31	32	23	18
52	32	32	24	18
53	33	33	25	19
54	34	34	26	19
55	35	35	27	20
56	36	36	28	20
57	37	37	29	21
58	38	38	30	21
59	39	39	31	22
60	40	40	32	22
61	41	41	33	23
62	42	42	34	23
63	43	43	35	24
64	44	44	36	24
65	45	45	37	25
66	45	45	38	25
67	45	46	39	25
68	46	46	40	25
69	46	47	41	26
70	46	47	42	26
71	47	48	43	26
72	47	48	44	26
73	47	49	45	27

74	48	49	46	27
75	48	49	47	27
76	48	50	48	27
77	49	50	49	28
78	49	50	50	28
79	49	51	51	28
80	50	51	52	28
81	50	51	53	28
82	50	52	54	28
83	51	52	55	29
84	51	52	56	29
85	51	53	57	29
86	52	53	57	29
87	52	53	58	29
88	52	54	58	29
89	52	54	59	30
90	52	54	59	30
91	53	55	60	30
92	53	55	60	30
93	53	55	61	30
94	53	56	61	30
95	53	56	62	31
96	54	56	62	31
97	54	57	63	31
98	54	57	63	
99	54	57	64	
100	54	58	64	
101	55	58	65	
102	55	58	66	
103	55	59	67	
104	55	59	68	
105	55	59	69	
106		60	69	
107		60	70	
108		60	70	
109		61	71	
110		61	71	
111		61	72	

112		61	72	
113		62	72	
114		62	72	
115		62	72	
116		62	72	
117		63	72	
118		63	72	
119		63	72	
120		63	72	
121		63	72	
122		63	72	
123		63	72	
124		63	72	
125		63	72	
126		63	72	
127		63	72	
128		63	72	
129		63	72	
130		63		
131		63		
132		63		
133		63		
134		63		
135		63		
136		63		
137		63		

別表第７ 給料の調整額適用区分表（第 14 条第 1 項関係）

職員	調整数
1 診療放射線技師及び常時その補助に従事する職員（3に掲げる職員を除く。）	2
2 細菌を取り扱う臨床検査技師及び常時その補助に従事する職員	
3 臨床工学技士及び常時その補助に従事する職員	
4 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を患者に直に接して行う業務に常時従事する医療職給料表（三）の適用を受ける職員	1
5 心理判定業務に従事する職員	
6 言語治療業務に従事する職員	

別表第８ 調整基本額（第 14 条第 2 項関係）

区分	調整基本額		
給料表 職務の級	医療職給料表（二）	医療職給料表（三）	事務職給料表
1 級	6,200円	8,100円	6,600円
2 級	8,000円	9,400円	8,500円
3 級	9,100円	9,700円	9,600円
4 級	9,700円	10,000円	10,200円
5 級	10,500円	10,400円	10,600円
6 級	11,300円	11,600円	11,200円
7 級	12,200円		12,100円
8 級			12,700円
9 級			14,300円

別表第 9 役職手当区分表（第36条第 2 項及び 3 項関係）

給料表	職名	月額	備考
医一	部長	120,000	監督者
	Medical Link Office Director	120,000	監督者
	医長	100,000	監督者
医二	薬剤部長	84,700	管理・監督者
	副薬剤部長	60,000	監督者
	放射線技師長		
	臨床検査技師長		
	栄養管理長		
	臨床工学技士長		
	リハビリ技士長		
医三	看護部長	86,700	管理・監督者
	副看護部長	60,000	監督者
	副学院長	60,000	監督者
	教務部長	50,000	監督者
	看護師長	50,000	監督者
研究職	所長	60,000	管理・監督者
	副所長	55,000	監督者
	部長	50,000	監督者
事務	事務部長	94,000	管理・監督者
	副事務部長	70,800	管理・監督者
	課長・室長	60,000	監督者
	課長補佐・室長補佐	50,000	監督者

別表第 10 特殊業務手当支給区分表（第 42 条関係）

種別	月額
1 診療放射線技師として従事する職員	16,000 円
2 臨床検査技師として従事する職員	
3 臨床工学技士として従事する職員	
4 薬剤師として従事する職員（薬剤部長及び特定期限付職員を除く）	
5 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士として従事する職員	

6 放射線による治療その他の放射線の照射の業務の補助を患者に直に接して行う業務に常時従事する医療職給料表（三）の適用を受ける職員	10,000 円
--	----------

別表第11 初任給調整手当月額表（第58条関係）

期間の区分	手当額									
	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度 以降
1年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
1年以上2年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
2年以上3年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
3年以上4年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
4年以上5年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
5年以上6年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
6年以上7年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
7年以上8年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
8年以上9年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
9年以上10年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
10年以上11年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
11年以上12年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
12年以上13年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
13年以上14年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
14年以上15年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
15年以上16年未満	363,000	357,000	351,000	345,000	339,000	333,000	327,700	322,600	317,500	311,500
16年以上17年未満	359,070	353,140	347,210	341,280	335,350	329,420	324,190	319,160	314,130	308,200
17年以上18年未満	355,140	349,280	343,420	337,560	331,700	325,840	320,680	315,720	310,760	304,900
18年以上19年未満	351,210	345,420	339,630	333,840	328,050	322,260	317,170	312,280	307,390	301,600
19年以上20年未満	347,280	341,560	335,840	330,120	324,400	318,680	313,660	308,840	304,020	298,300
20年以上21年未満	343,350	337,700	332,050	326,400	320,750	315,100	310,150	305,400	300,650	295,000
21年以上22年未満	326,760	321,420	316,080	310,740	305,400	300,060	296,620	293,880	291,140	285,800
22年以上23年未満	309,880	304,860	299,840	294,820	289,800	284,780	281,660	280,440	279,320	274,300
23年以上24年未満	293,500	288,800	284,100	279,400	274,700	270,000	267,200	266,500	266,700	262,000
24年以上25年未満	276,900	272,500	268,100	263,700	259,300	254,900	252,400	252,400	253,900	249,500
25年以上26年未満	260,320	256,240	252,160	248,080	244,000	239,920	237,740	238,460	240,780	236,700
26年以上27年未満	239,840	236,080	232,320	228,560	224,800	221,040	219,180	221,520	226,660	222,900
27年以上28年未満	219,770	216,340	212,910	209,480	206,050	202,620	201,090	204,660	212,630	209,200
28年以上29年未満	199,680	196,560	193,440	190,320	187,200	184,080	182,860	187,640	198,420	195,300
29年以上30年未満	179,200	176,400	173,600	170,800	168,000	165,200	164,300	170,700	183,800	181,000
30年以上31年未満	157,690	155,280	152,870	150,460	148,050	145,640	145,130	153,320	169,810	167,400
31年以上32年未満	136,150	134,100	132,050	130,000	127,950	125,900	125,750	135,700	155,550	153,500
32年以上33年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	118,240	140,970	139,300
33年以上34年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	118,240	140,970	139,300

34年以上35年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	118,240	140,970	139,300
35年以上36年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	118,240	140,970	139,300
36年以上37年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	118,240	140,970	139,300
37年以上38年未満	114,830	113,160	111,490	109,820	108,150	106,480	106,710	118,240	140,970	139,300

別表 12（第 42 条の 3 関係）

作業区域	作業区分	手当の額（日額）
特に著しく危険な区域	理事長が認める施設外	20,000 円（※ 1）
	理事長が認める施設内	5,000 円
著しく危険な区域	屋外	10,000 円（※ 2）
	屋内	2,000 円
危険な区域	屋外	5,000 円
	屋内	1,000 円
危険な区域（上記に掲げる区域を除く）	屋外	2,500 円

1 作業区域については、理事長が別に定める。

2 心身に著しい負担を与えると理事長が認める作業に従事した場合

（※ 1） 100/100 に相当する額を超えない範囲で理事長が別に定める額を加算した額を支給する。

（※ 2） 100/100に相当する額を加算した額を支給する。